

肝 付 町
地 域 福 祉 計 画

平成 24 年 3 月

鹿児島県 肝付町

■本書における「障がい」の表記について

「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、人や人の状態を表す場合において「障害」を「障がい」と表記してあります。

目次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の背景.....	3
第2節 計画の性格.....	6
第3節 計画の位置づけ.....	7
第4節 計画の期間.....	7
第5節 計画策定の体制.....	8

第2章 肝付町の地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 位置・地勢.....	11
第2節 人口の動向.....	12
第3節 福祉をめぐる環境.....	16
第4節 町民意識調査.....	23
第5節 住民座談会.....	35
第6節 計画策定に向けての課題の整理.....	42

第3章 計画の基本的な考え方

1 肝付町がめざす地域福祉像.....	45
2 肝付町地域福祉計画の基本理念.....	45
3 肝付町地域福祉計画の基本目標.....	46
4 計画の体系図.....	47

第4章 基本計画

基本目標1 支え合い助け合う「ひと」づくり.....	51
1 地域福祉の担い手の育成.....	52
2 子どもたちの福祉学習.....	53
3 ボランティア活動の推進.....	54
4 団塊世代・高齢者の社会参加.....	55
5 地域福祉に携わる団体との協働.....	56
基本目標2 人や地域の「きずな」づくり.....	57
1 ふれあいの拠点づくり.....	57
2 地域でつくる交流の場づくり.....	58
3 サロン活動等の充実.....	59
4 学校や地域との連携.....	60
5 家庭におけるきずなづくり.....	61
基本目標3 安全安心の「しくみ」づくり.....	62
1 情報提供・相談体制の充実.....	63

2	福祉サービスの適切な利用の支援	64
3	交通安全・防犯・防災の取組み	65
4	子どもや高齢者、障がい者などの見守り	67
5	権利擁護の推進	68
	基本目標4 自立を支える「まち」づくり	69
1	健康と医療・生きがいづくり	70
2	移動手段の確保	71
3	社会参加を目指すノーマライゼーション	72
4	思いやりの心を育む環境づくり	73
第5章	計画の推進	
1	協働による計画の推進	77
2	関係機関における計画推進体制の充実	77
第6章	資料編	
1	策定委員会設置要綱	81
2	策定委員会委員名簿	83
3	用語集	84

第 1 章

計画策定の趣旨

(白紙です)

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画の背景

わが国では、平均寿命の延伸による長寿化と、晩婚化や未婚化などによる少子化により、人口構成が大きく変化しています。加えて、核家族化、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者の増加など家族形態の変化とともに、家庭における育児力や介護力が衰えるとともに、地縁・血縁で結ばれてきた地域社会も、都市部に若年者が流出する傾向や都市的のライフスタイルの広がりにより共同意識も薄らいできています。このような変化は、福祉の対象者の増加にもつながり、新たな福祉ニーズを生んでいます。

このような地域社会の様変わりや長引く景気低迷等による精神的不安やストレスの増加が、自殺や孤独死、ドメスティック・バイオレンス（DV）、引きこもり、児童虐待など生活上の新たな課題を引き起こしていると考えられます。

一方で、介護保険制度や障がい福祉サービスなど新たな制度の導入により新規事業者の参入も増え、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きもみられるようになりました。

このような状況を受け、平成 12 年 6 月に社会福祉事業法（現社会福祉法）が半世紀ぶりに抜本的に改正され、この改正により「地域福祉」という用語が法律上初めて用いられました。社会福祉法では、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画が規定されています。地域福祉計画の策定は、地域住民の意見を十分に反映させながら各地方自治体が主体的に取り組むものであり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものと考えられています。

社会福祉法では、第 4 条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と地域福祉についての考え方が表されています。

地域福祉は、「地域住民が地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、社会経済文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことが目的であり、そのための具体的な町の政策・方針を表したものが「地域福祉計画」であるということです。

参考社会福祉法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
3. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

地域福祉計画をめぐる動向

年 月	法律、指針等	概 要
平成 12 年 6 月	社会福祉事業法等改正	社会福祉法に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画が盛り込まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の策定は、各地方自治体が主体的に取り組む。 ● 地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものとする。
平成 14 年 1 月	「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定の在り方について」 (社会保障審議会福祉部会報告)	これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの地域住民への訴え。
平成 14 年 4 月	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について (厚生労働省)	計画策定にあたっては、上記「社会保障審議会福祉部会」の答申を参考にすること。
平成 15 年 4 月	社会福祉法の地域福祉計画に関する規定が施行。	各地の自治体において地域福祉計画の策定が取り組まれつつある中、人口規模を考慮しながら、モデル地域福祉計画自治体を全国各地から 15 箇所選定。
平成 19 年 8 月	各都道府県知事宛、「市町村地域福祉計画の策定について」を通知。 (厚生労働省)	日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員・児童委員等の関係機関等との間で共有を図る。 「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
平成 20 年 3 月	これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書	これからの新しい地域福祉の意義や役割、そうした地域福祉を推進するために求められる条件は何か、について考え方を整理し、住民と行政の協働による新しい福祉のあり方を提示。
平成 22 年 8 月	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について (厚生労働省)	市町村地域福祉計画及び都道府県支援計画の未策定地域の早期策定及び策定済地域の必要に応じた見直し。

第2節 計画の性格

地域福祉の基本的な目的は、「住み慣れた地域社会の中で、家族・近隣の人々・知人・友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族およびまちの一員として、普通の生活（暮らし）を送ることができるような状態を創っていくこと。」です。

このような「地域福祉」の理念の実現の為には、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携のもと、総合的な住民の暮らし環境の向上を目指す視点が必要です。

地域福祉計画の特徴としては、「総合化」と「住民参加」の2点が挙げられます。まず、1点目の総合化についてです。

市町村では障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉の分野での計画策定が義務化されており、これまでは、各対象分野別に計画を策定してきました。しかしながら、地域福祉の理念達成には、各種計画を包含しつつ、従来の制度ごとの縦割りの仕組みを地域生活の観点から横に再編成し、総合化していくことが必要になります。したがって、地域福祉は、第4の福祉分野ではなく、既存の計画を包含し、統合した社会福祉の総合計画として各福祉分野の総合化を推進していく役割が求められることとなります。また、地域福祉計画では、住民の福祉課題、生活課題に対応し、「地域で人々が安心して、幸福に暮らすことのできる環境づくり」をめざすものであるため、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携に基づく総合化が求められることとなります。

2点目の住民参加についてです。地域福祉計画は、町が一方的にサービスを供給する仕組みを定めるのではなく、身近な地域で住民自らがまず家庭を基本とした「自助」の精神で、次に近隣の人や身近な地域に存在する人材、施設などの社会資源を活用しながら「共助」の精神でともに助け合う、さらに自助や共助だけでは対応しきれない地域の課題に対して、「公助」として行政が地域を支える、こうした関係を築いていくための計画です。したがって、地域福祉における住民参加は、地域の生活者である住民が、その生活を送るうえで直結するさまざまな問題を自らの力で協働のもとに解決していくために必要不可欠となってきます。

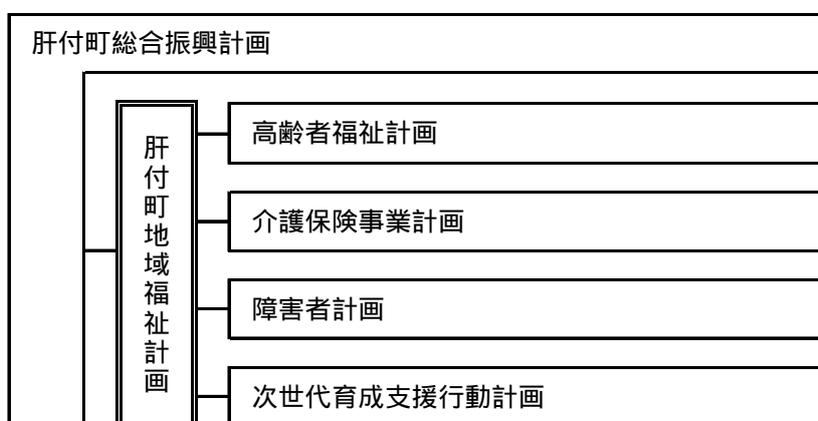
このような特徴を持つ「地域福祉計画」は、住民の視点にたった地域の暮らしづくりのための総合的な福祉環境向上をめざす計画です。

第3節 計画の位置づけ

「肝付町地域福祉計画」は、福祉という観点からみた新たなまちづくりの方向性を指し示す総合的な計画です。「肝付町地域福祉計画」のまちづくりの基本理念に基づき、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者福祉計画・障害福祉計画、次世代育成支援行動計画、健康増進計画（未策定）等の各種福祉分野の総合的な指針を指し示すものです。

したがって、これら計画で記載されている理念と、整合を図りつつ、目標値の達成等については、それぞれの計画において推進していくことになります。

計画の位置づけ



第4節 計画の期間

本町においては、今回の計画策定が第1期計画となりますので、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画とします。そして、計画の進捗状況の評価を行ったうえで、以降においても、5年間をひとつの単位として、計画の見直し・改訂を行っていきます。

計画の期間



第5節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、「町民意識調査」「住民座談会」を実施するとともに、最終的には、これらを総合して有識者や各種関係団体の代表、公募委員等で構成する「策定委員会」において審議を行いました。

計画策定委員会

会 期	開催日	概 要
第1回	平成23年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・地域福祉計画とは ・町民意識調査について
第2回	平成23年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意識調査結果 ・住民座談会結果概要 ・計画素案について
第3回	平成24年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
第4回	平成24年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の修正について ・計画案の承認

<参考1>

町民意識調査配布回収状況

配布数	回収数	回収率	無効回答数	有効回答数	有効回答率
1,500	1,230	82.0%	17	1,213	98.6%

<参考2>

住民座談会実施概要

地区名	開催日	開催時間	協議内容
高山地区	平成23年10月26日	①65歳以上 16:00~18:00 ②65歳未満 19:00~21:00	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動態について ・町民意識調査について ・ご意見を頂いたテーマ 「お住まいの地域に今後も住み続けていくうえで、心配なことや、困っていること、不安に感じていることは何ですか？」
内之浦地区	平成23年10月31日		
岸良地区	平成23年11月2日		

第 2 章

肝付町の地域福祉を取り巻く現状と課題

(白紙です)

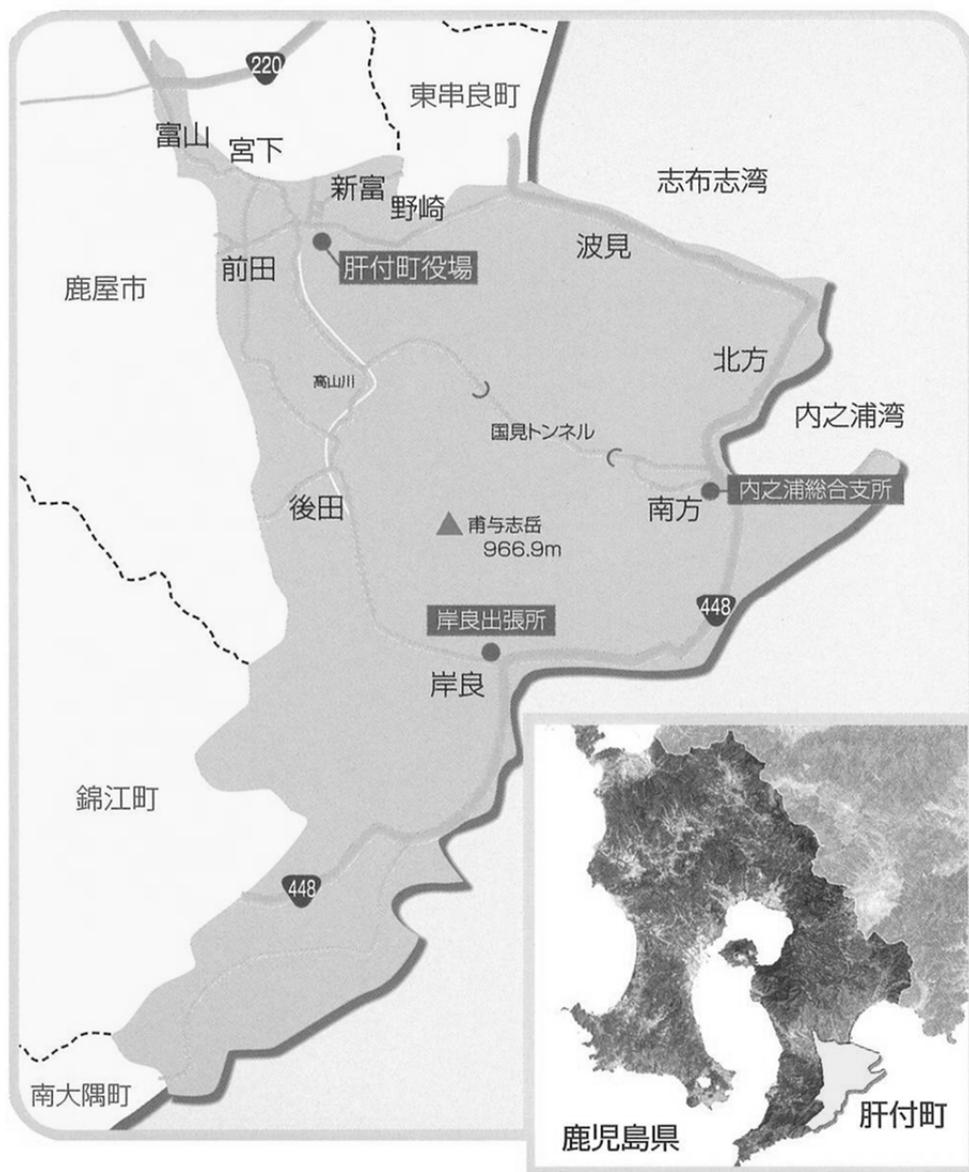
第2章 肝付町の地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 位置・地勢

本町は、本土最南端の大隅半島の南東部に位置し、中央部に国見山系を有し、北西部は鹿屋市に隣接しています。

町域には笠野原台地（シラス台地）や肝属平野が広がっており、高隈山系や国見山系を源に発する肝属川が流れ、志布志湾に注ぎ込んでいます。東部はこの志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の海岸線が続き、南西部は錦江町に隣接し、美しい海岸線や豊富な森林に恵まれています。

肝付町の位置



第2節 人口の動向

1 総人口の推移

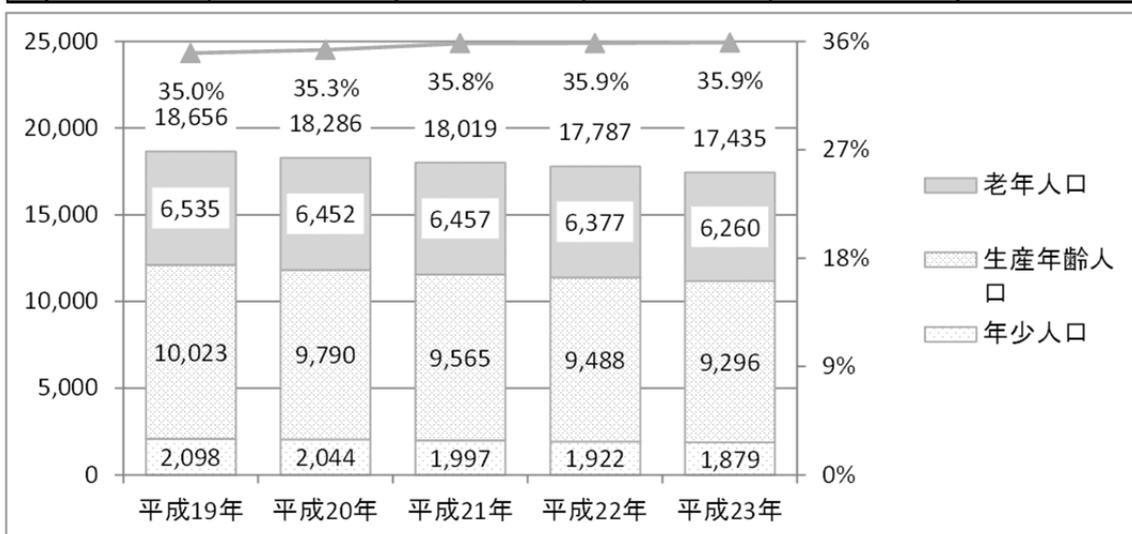
本町における総人口は減少傾向にあり、平成19年と平成23年を比較すると、総人口は1,221人減少しています。一方で、高齢化率は上昇傾向にあり、5年間で0.9ポイント増加し、平成23年10月1日現在の高齢化率は35.9%となっています。

年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）それぞれにおいて減少傾向がみられます。前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）別にみると、前期高齢者が減少しているのに対し、後期高齢者は増加しています。

年齢3区分の人口推移

単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	18,656	18,286	18,019	17,787	17,435
年少人口	2,098	2,044	1,997	1,922	1,879
生産年齢人口	10,023	9,790	9,565	9,488	9,296
老年人口	6,535	6,452	6,457	6,377	6,260
前期高齢者	2,945	2,810	2,693	2,485	2,302
後期高齢者	3,590	3,642	3,764	3,892	3,958
高齢化率	35.0%	35.3%	35.8%	35.9%	35.9%
前期高齢者	15.8%	15.4%	14.9%	14.0%	13.2%
後期高齢者	19.2%	19.9%	20.9%	21.9%	22.7%



[資料]住民基本台帳（各年10月1日現在）

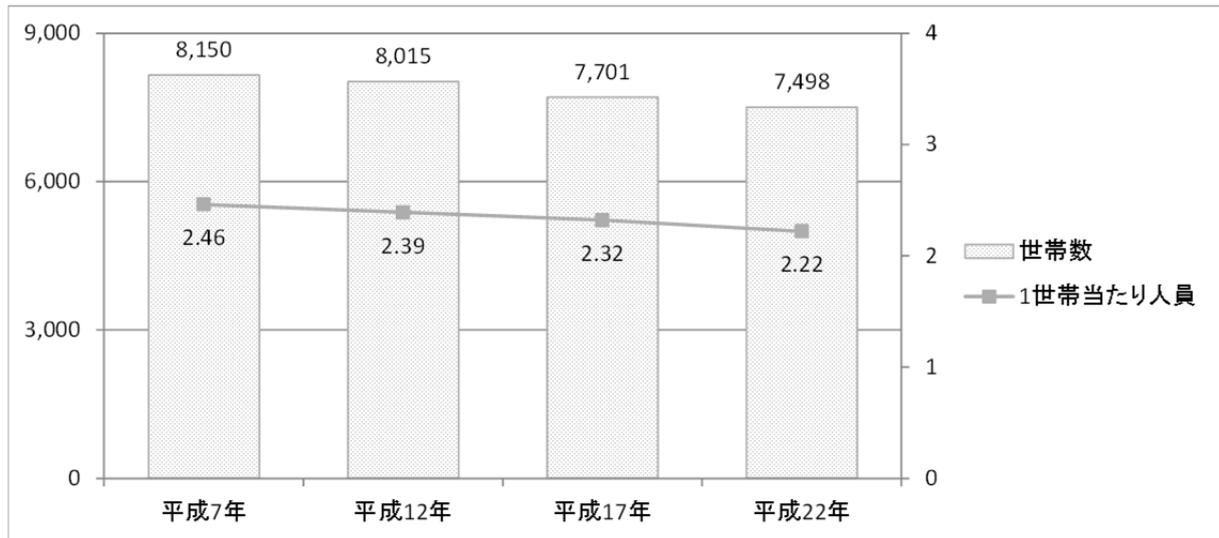
2 世帯別人口の推移

世帯数及び1世帯あたり的人员は減少傾向が続いています。平成22年国勢調査によると、一般家庭の世帯数は7,498世帯、1世帯あたり的人员は2.22人となっています。

また、平成23年度実施の町民意識調査によると、家庭類型において「一人暮らし世帯」は13.6%、夫婦のみの世帯は29.0%となっています。

世帯数及び1世帯あたり人員の推移

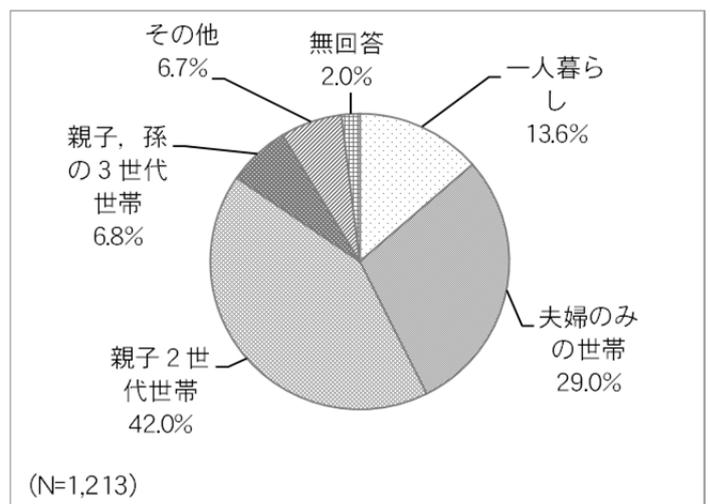
単位：世帯・人



[資料]国勢調査（各年10月1日現在）

(N=1,213)

	人数	構成比
一人暮らし	165	13.6%
夫婦のみの世帯	352	29.0%
親子2世代世帯	509	42.0%
親子、孫の3世代世帯	82	6.8%
その他	81	6.7%
無回答	24	2.0%
計	1,213	100.0%



[資料]町民意識調査

3 産業分類別就業者数の推移

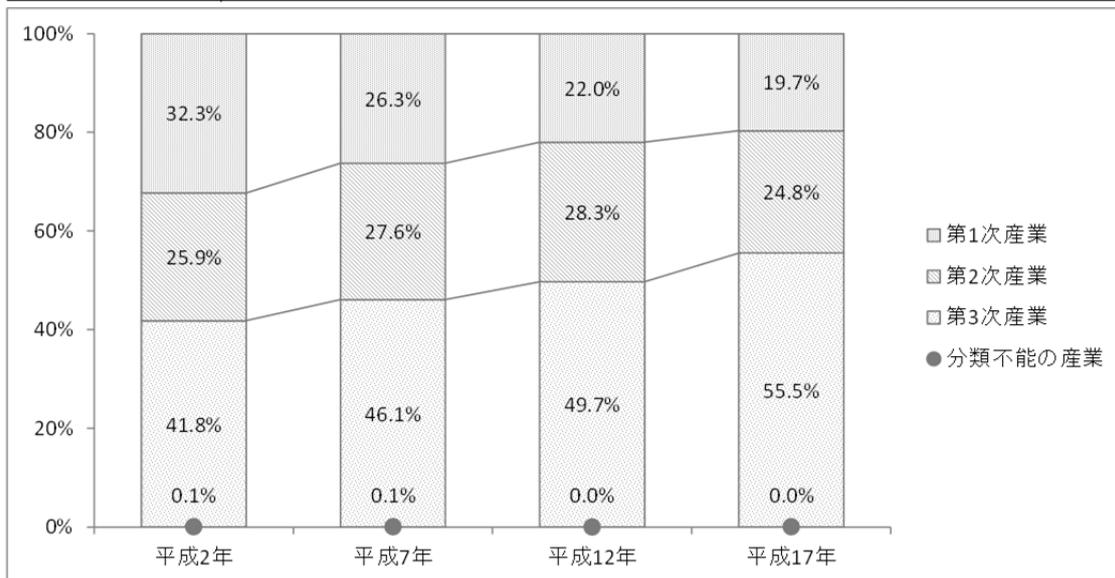
産業分類別就業者数の推移をみると、第1次産業、第2次産業はともに減少傾向を示しているのに対し、第3次産業は増加傾向を示しています。

また、就業者数は減少が続いており、平成17年には、平成2年の10,035人から2,108人少ない7,927人となっています。

産業分類別就業者集の推移

単位：人

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総人口	21,542	—	20,317	—	19,523	—	18,307	—
就業者数	10,035	46.6%	9,496	46.7%	8,713	44.6%	7,927	43.3%
第1次産業	3,237	32.3%	2,495	26.3%	1,918	22.0%	1,561	19.7%
農業	2,622	26.1%	1,995	21.0%	1,528	17.5%	1,288	16.2%
その他	615	6.1%	500	5.3%	390	4.5%	273	3.4%
第2次産業	2,597	25.9%	2,620	27.6%	2,462	28.3%	1,963	24.8%
建設業	1,269	12.6%	1,251	13.2%	1,165	13.4%	901	11.4%
その他	1,328	13.2%	1,369	14.4%	1,297	14.9%	1,062	13.4%
第3次産業	4,194	41.8%	4,373	46.1%	4,333	49.7%	4,400	55.5%
サービス業	1,744	17.4%	1,854	19.5%	1,936	22.2%	2,363	29.8%
その他	2,450	24.4%	2,519	26.5%	2,397	27.5%	2,037	25.7%
分類不能の産業	7	0.1%	8	0.1%	0	0.0%	3	0.0%



[資料]国勢調査(各年10月1日現在)

※労働力状態「不詳」を含む

※平成12年以前は旧高山町・旧内之浦町の合算値

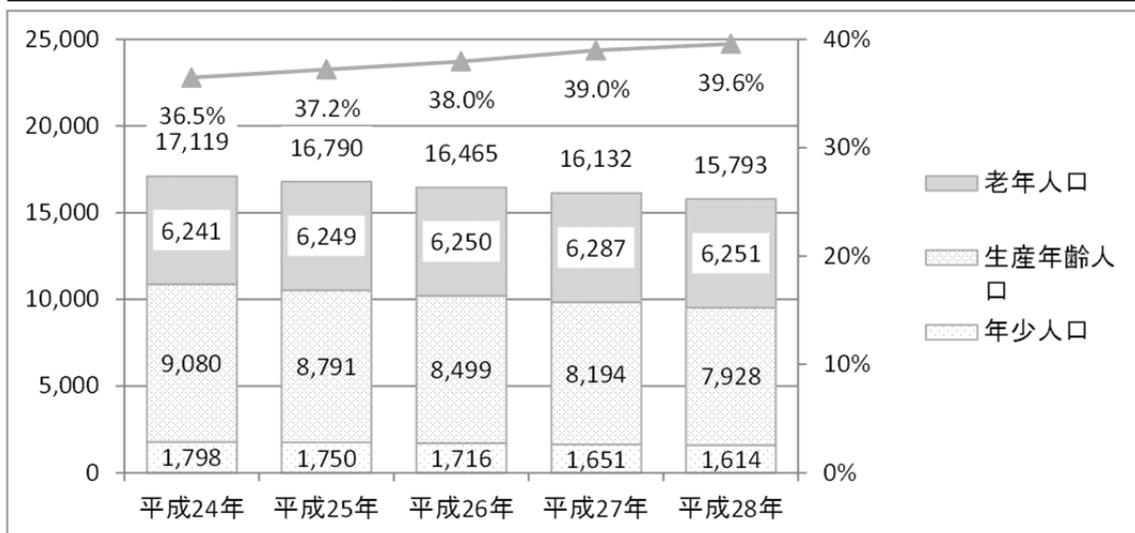
4 人口推計

住民基本台帳人口をもとに平成24年から平成28年の人口推計を行った結果、総人口は減少していくものと予想されます。各年齢区分において人口の減少が見込まれる一方で、高齢化率は上昇していくものと予測されます。

年齢3区分による人口推計

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	17,119	16,790	16,465	16,132	15,793
年少人口	1,798	1,750	1,716	1,651	1,614
生産年齢人口	9,080	8,791	8,499	8,194	7,928
老年人口	6,241	6,249	6,250	6,287	6,251
前期高齢者	2,271	2,296	2,342	2,442	2,433
後期高齢者	3,970	3,953	3,908	3,845	3,818
高齢化率	36.5%	37.2%	38.0%	39.0%	39.6%
前期高齢者	13.3%	13.7%	14.2%	15.1%	15.4%
後期高齢者	23.2%	23.5%	23.7%	23.8%	24.2%



[資料]平成19年から平成23年の住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基にコート変化率法及び婦人子ども比を用いて推計

第3節 福祉をめぐる環境

1 要介護（要支援）認定者の動向

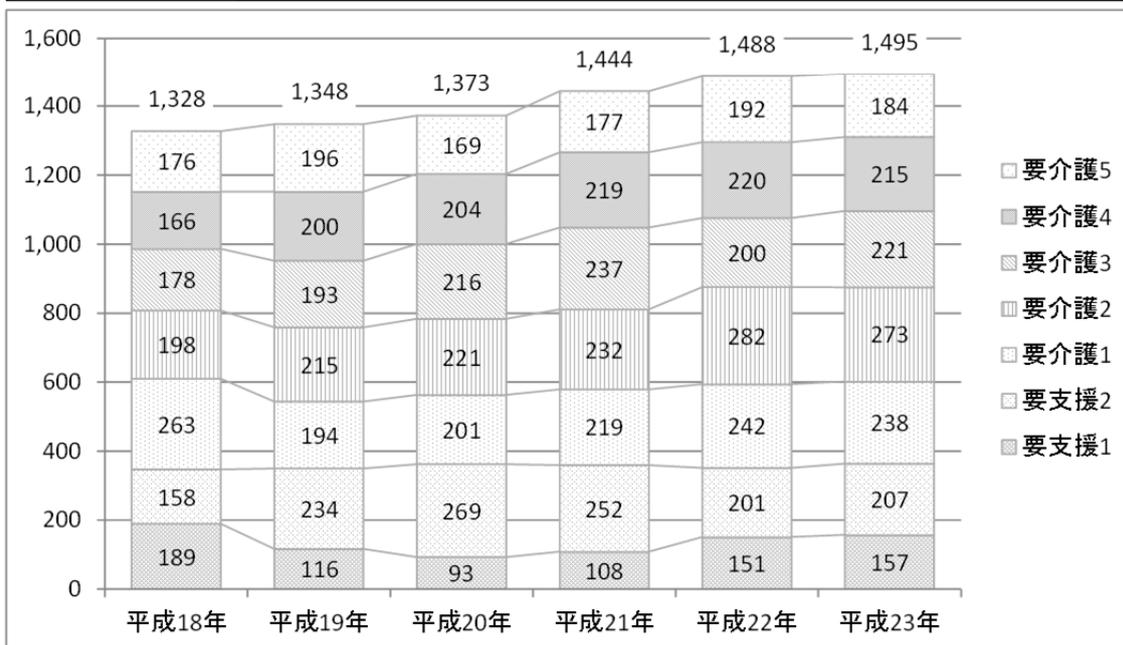
平成23年の要介護（要支援）認定者数の推移をみると、1,495人となっており、平成18年の1,328人から167人増加しています。

平成23年と平成18年を比較すると、要支援1・2及び要介護1といった軽度認定者は5.7ポイント減少しているのに対し、要介護2から要介護5といった中重度認定者は5.7ポイント増加しています。

要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要支援1	189	116	93	108	151	157
要支援2	158	234	269	252	201	207
計	347	350	362	360	352	364
要介護1	263	194	201	219	242	238
要介護2	198	215	221	232	282	273
要介護3	178	193	216	237	200	221
要介護4	166	200	204	219	220	215
要介護5	176	196	169	177	192	184
計	981	998	1,011	1,084	1,136	1,131
合計	1,328	1,348	1,373	1,444	1,488	1,495



[資料]福祉課（平成18年～平成22年は10月時点、平成23年は9月時点の実績値）

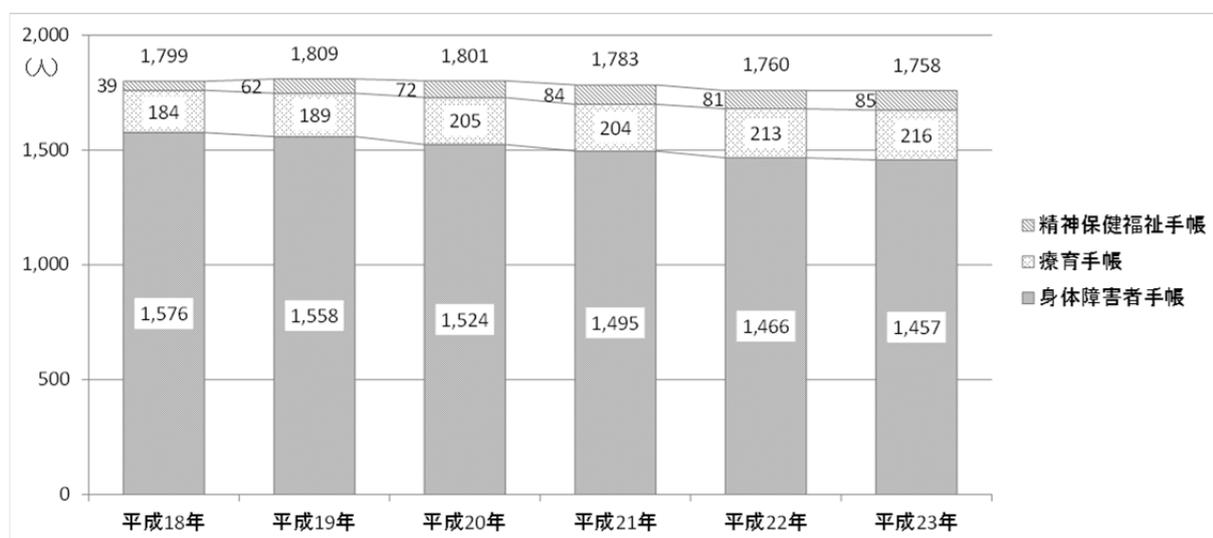
2 障害手帳所持者の状況

障害手帳所持者数は減少傾向にあります。平成 23 年 3 月 1 日現在の各手帳者をみると、身体障害者手帳は 1,457 人で減少傾向、療育手帳は 216 人で増加傾向、精神保健福祉手帳は 85 人で増加傾向にあります。

障害手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
身体障害者手帳	1,576	1,558	1,524	1,495	1,466	1,457
療育手帳	184	189	205	204	213	216
精神保健福祉手帳	39	62	72	84	81	85
合計	1,799	1,809	1,801	1,783	1,760	1,758



[資料]福祉課 (各年 3 月 31 日現在)

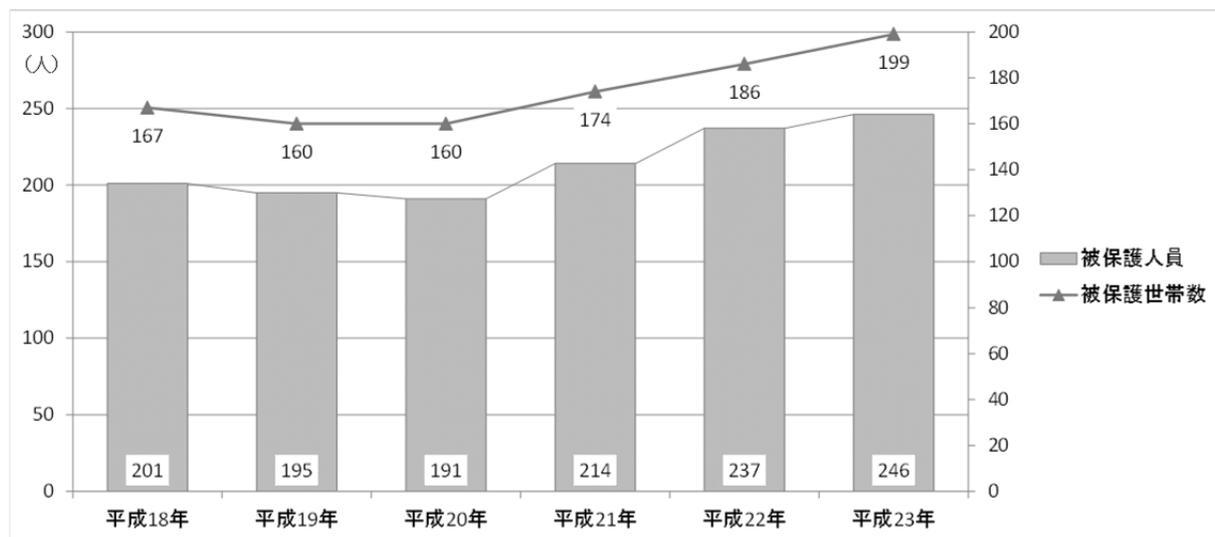
3 生活保護の動向

平成 23 年 4 月現在、生活保護世帯は、199 世帯であり、被保護人数は 246 人です。平成 18 年から平成 20 年は減少傾向にありましたが、平成 21 年以降は増加傾向にあります。

生活保護世帯の推移

単位：世帯・人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
被保護世帯数	167	160	160	174	186	199
被保護人員	201	195	191	214	237	246



[資料] 鹿児島県大隅振興局（各年平均 平成 23 年度は 4 月現在）

4 保育ニーズの動向

(1) 就学前児童の保育状況

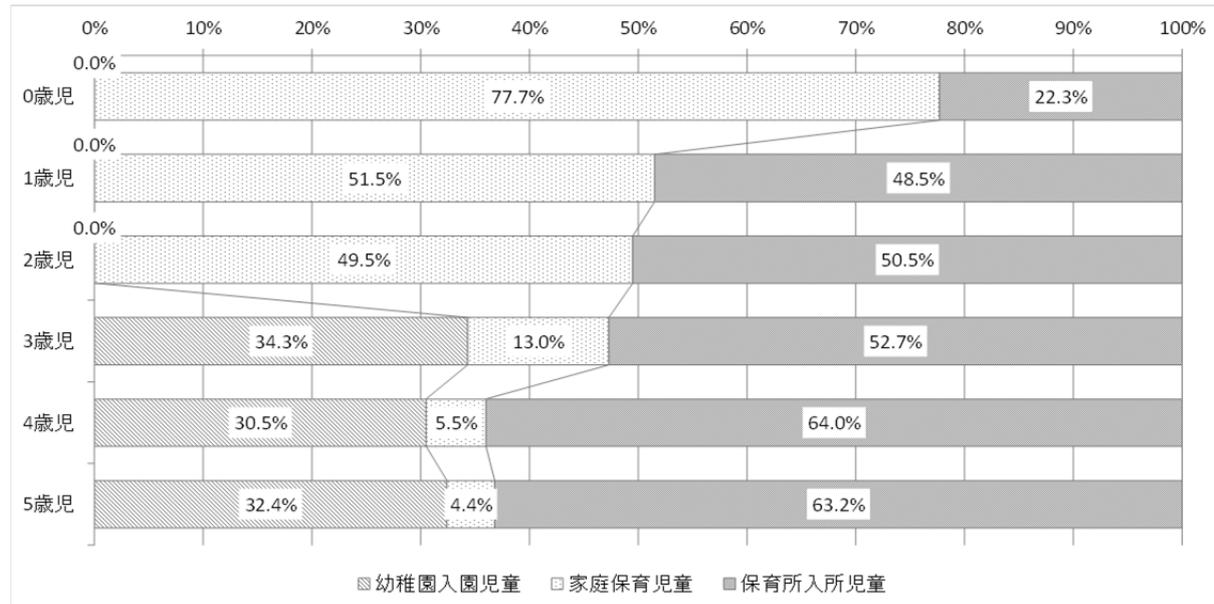
平成23年5月1日現在の就学前の年齢別保育状況は、0歳児と1歳児で「家庭保育」がそれぞれ77.7%、51.5%、2歳児から5歳児で「保育所」がそれぞれ高くなっており、2歳児が50.5%、3歳児で52.7%、4歳児で64.0%、5歳児で63.2%となっています。

保育事業を利用する割合は年齢が進むにつれて高くなり、4歳児と5歳児では9割以上が幼稚園もしくは保育園のいずれかを利用しています。

就学前児童の保育状況

単位：人

	幼稚園入園児童		家庭保育児童		保育所入所児童	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0歳児	0	0.0%	73	77.7%	21	22.3%
1歳児	0	0.0%	53	51.5%	50	48.5%
2歳児	0	0.0%	54	49.5%	55	50.5%
3歳児	37	34.3%	14	13.0%	57	52.7%
4歳児	39	30.5%	7	5.5%	82	64.0%
5歳児	44	32.4%	6	4.4%	86	63.2%



[資料]福祉課、教育総務課（各年23月5日1日現在）

(2) 放課後児童対策の状況

本町では、保護者の就労等により放課後の家庭保育が困難な児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援するため、放課後児童健全育成事業を展開しています。

各クラブにおける開設日数は内之浦放課後児童クラブで 250 日、高山学童クラブで 290 日となっています。

放課後児童健全育成事業実施状況

単位：人

	内之浦放課後児童クラブ				高山学童クラブ			
	開設日数	1~3年生	4~6年生	計	開設日数	1~3年生	4~6年生	計
平成 18 年度	250 日	17	2	19	290 日	29	5	34
平成 19 年度	250 日	24	6	30	290 日	41	14	55
平成 20 年度	250 日	19	3	22	290 日	40	14	54
平成 21 年度	250 日	20	3	23	290 日	33	11	44
平成 22 年度	250 日	12	7	19	290 日	68	3	71
平成 23 年度	250 日	23	6	29	290 日	51	14	65

[資料]福祉課事業報告（各年 5 月 1 日現在）

(3) 私立保育所・私立幼稚園の自主事業による放課後児童対策

本町の 4 つの私立保育所・私立幼稚園では、自主事業として放課後児童対策を展開しています。保育所における利用人数は、平成 20 年度以降増加傾向にあり、平成 23 年では 83 人の利用があります。

私立保育所独自の放課後児童対策 単位：人

	私立保育所独自の放課後児童対策			
	1~3年生	4~6年生	その他	計
平成 20 年度	49	7	8	64
平成 21 年度	58	10	0	68
平成 22 年度	68	3	0	71
平成 23 年度	77	6	0	83

[資料]福祉課 実施状況報告書（各年 5 月 1 日現在）

5 地域福祉を支える活動

(1) ボランティアの状況

本町における平成 23 年 1 月 20 日現在のボランティア団体数は 29 団体であり、構成人数は 2,432 人です。個人ボランティア登録者数は 83 人、ボランティア登録者数は合計で 2,515 人となっています。

ボランティア団体数及び登録者数の推移

単位：団体・人

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ボランティア団体数	11	11	22	26	29
構成人数	162	162	622	2,367	2,432
個人ボランティア登録者数	40	40	71	64	83
ボランティア登録者数計	202	202	693	2,431	2,515

[資料] 社会福祉協議会（平成 19 年度～平成 22 年度は 3 月 31 日現在、平成 23 年度は 1 月 20 日現在）

(2) NPO 団体の状況

団体名	特定非営利活動法人きもつきの風	所在地	肝付町新富 6751 番地 2
概要	この法人は、特定多数の住民、団体に対して、地域に根ざした幅広い分野での街作り推進活動及びそれに関連する交流・協力・情報発信などの事業を行い、もって活力のある街作り、福祉の向上等の公益増進に寄与することを目的とする。		

団体名	特定非営利活動法人きもつきコミュニティ放送	所在地	肝付町新富 625 番地 3
概要	この法人は、肝付町民および周辺市町民ならびに来訪者などを対象に、住民、学校、商店、会社、行政、NPO 等と共同、連携して、主としてコミュニティ FM 放送事業を行なうことにより、地域に密着したコミュニケーション空間を提供し、豊かで平和な地域社会の基盤形成と活性化に寄与することを目的とする。		

団体名	特定非営利活動法人福祉支援ふるさと	所在地	肝付町新富 239 番地
概要	この法人は、高齢者および障がい者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な諸事業を行うとともに、成年後見制度の後見人として財産管理・身上監護・権利擁護・生活支援の事業を行うことにより、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。		

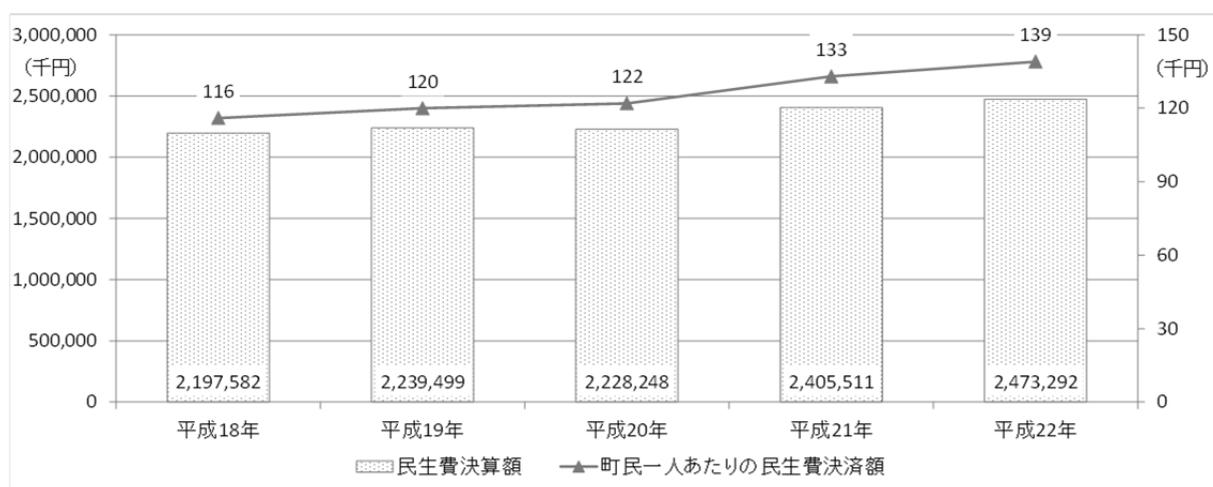
団体名	鹿児島スキンヘルパー協会	所在地	肝付町前田 773 番地
概要	この法人は、鹿児島県民に対して総合的なスキンケアと美容、癒しを地域に訪問型で行うサービスを提供できる人材を養成し、高齢者や療養患者などの社会復帰や生活の質の向上、心身の療養に寄与することを目的とする。		

6 福祉に関する財政の状況

わが国全体で社会保障費のあり方が課題となっていますが、本町においても、民生費、扶助費などの福祉にかかる経費については、年々増加傾向が続いています。

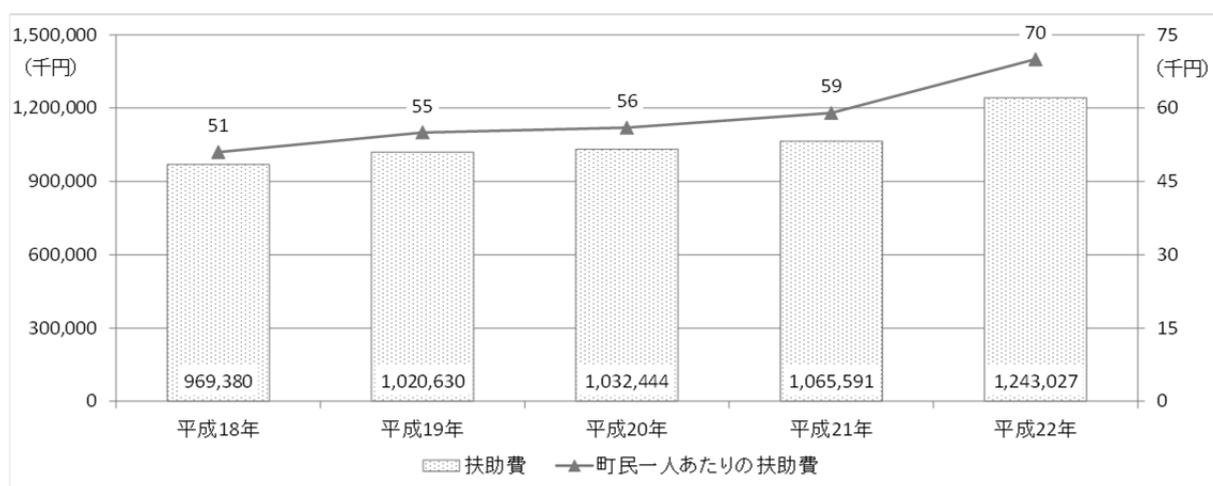
民生費の推移（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
民生費決算額	2,197,582	2,239,499	2,228,248	2,405,511	2,473,292
町民一人あたりの民生費決済額	116	120	122	133	139



扶助費の推移（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
扶助費	969,380	1,020,630	1,032,444	1,065,591	1,243,027
町民一人あたりの扶助費	51	55	56	59	70



[資料]各年度一般会計決算

第4節 町民意識調査

(1) 調査の目的

本調査は、肝付町地域福祉計画策定のための基礎資料として、肝付町民の福祉や地域生活、日々の生活課題に関する意識等の実情を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査期間

平成23年8月～平成23年9月

(3) 調査対象者

肝付町住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の方1,500名を対象としました。

(4) 調査方法

町内各振興会長による配布・回収

(5) 回収状況

以下の通りとなっています。

配布数	回収数	回収率	無効回答数	有効回答数	有効回答率
1,500	1,230	82.0%	17	1,213	98.6%

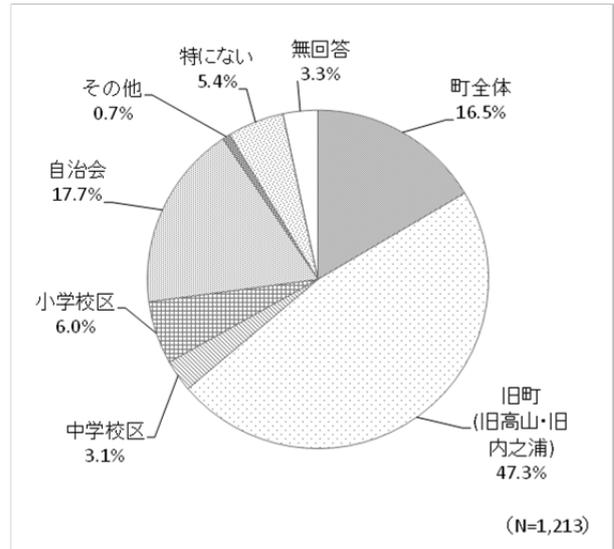
(6) 集計結果の表示について

- ① 調査結果として集計された数値において、比率はすべて百分率(%)で表示し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、構成比の合計が100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の場合は、構成比の合計が100%を超える場合があります。
- ③ 集計結果のグラフや表において、便宜上、回答選択肢の項目を簡略化している場合があります。
- ④ 本書内の表やグラフにおいて「N」は各設問の有効回答者数を示しています。

1 地域生活と福祉課題

(1) 回答者が認識する「地域」とは

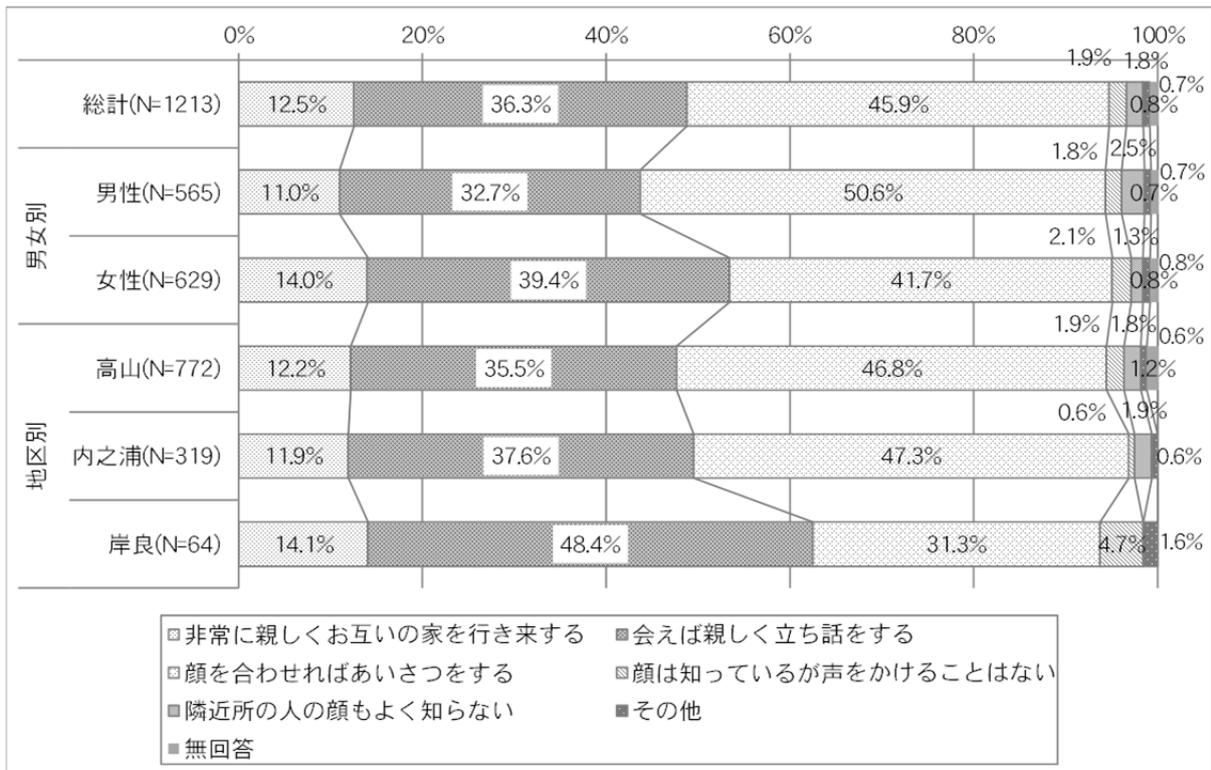
「お住いの地域」と言われて感じる範囲についての設問においては、「旧町(旧交山町・旧内之浦町)」と回答した方が47.3%で最も高く、次いで「振興会」が17.7%、「町全体」が16.5%となっています。



(2) 近所付き合いの程度【現状】

日常生活において普段近所付き合いをどの程度しているか、という設問を行った結果、総計では「顔を合わせればあいさつをする」が45.9%で最も高く、次いで「会えば親しく立ち話をする」が36.3%、「非常に親しくお互いの家を行き来する」が12.5%となっています。

「非常に親しくお互いの家を行き来する」と「会えば親しく立ち話をする」の合計を『親しい近所付き合い』とした場合、男女別にみると男性に比べ女性の割合が高く、地域別にみると岸良地区が最も高く、次いで内之浦地区、高山地区という順になりました。

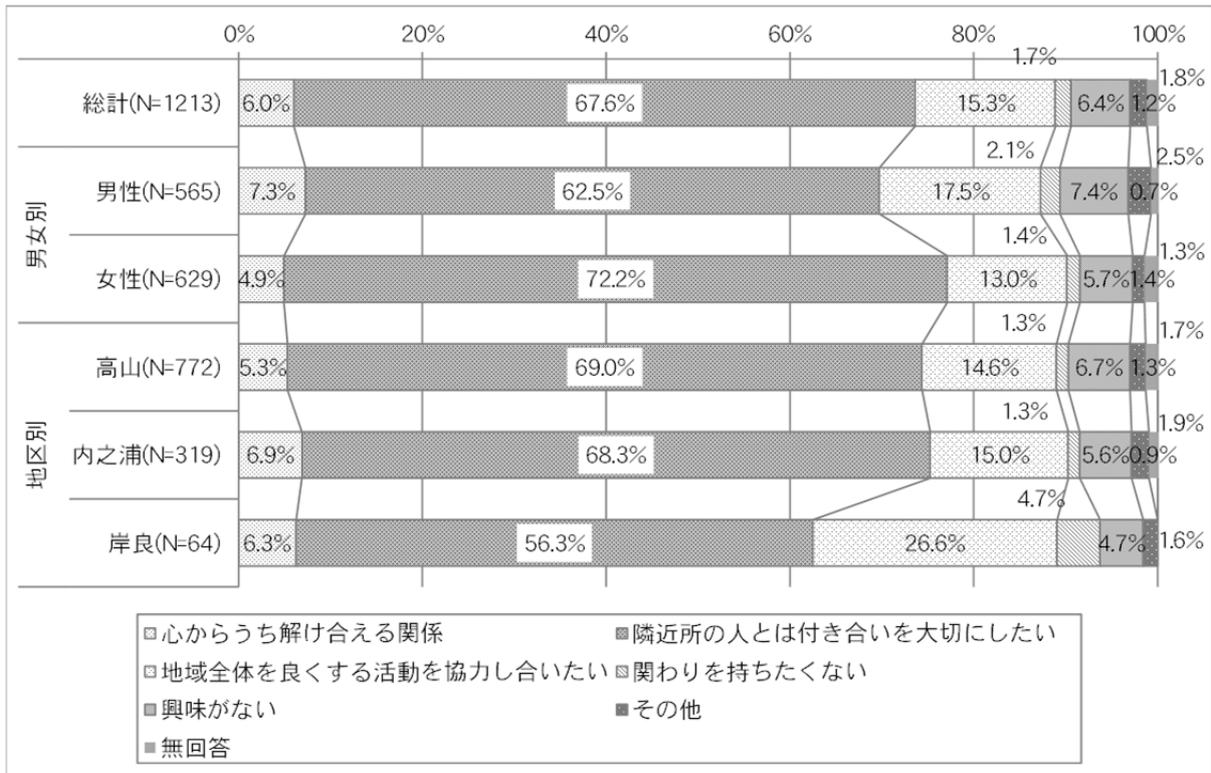


(3) 近所付き合いの程度【希望】

今後希望する近所付き合いの程度として、総計では「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」とする回答が67.6%で最も高く、次いで「地域全体を良くする活動について協力し合っていきたい」が15.3%となっています。一方で、「興味がない」とする回答が6.4%、「関わりを持ちたくない」が1.7%など、否定的な意見もありました。

「心から打ち解け合える関係」「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」「地域全体を良くする活動について協力し合っていきたい」の合計を『肯定的意見』とした場合、男女別では男性よりも女性の割合が高く、地域別にみると、内之浦地区が最も高く、次いで高山地区、岸良地区という順になりました。

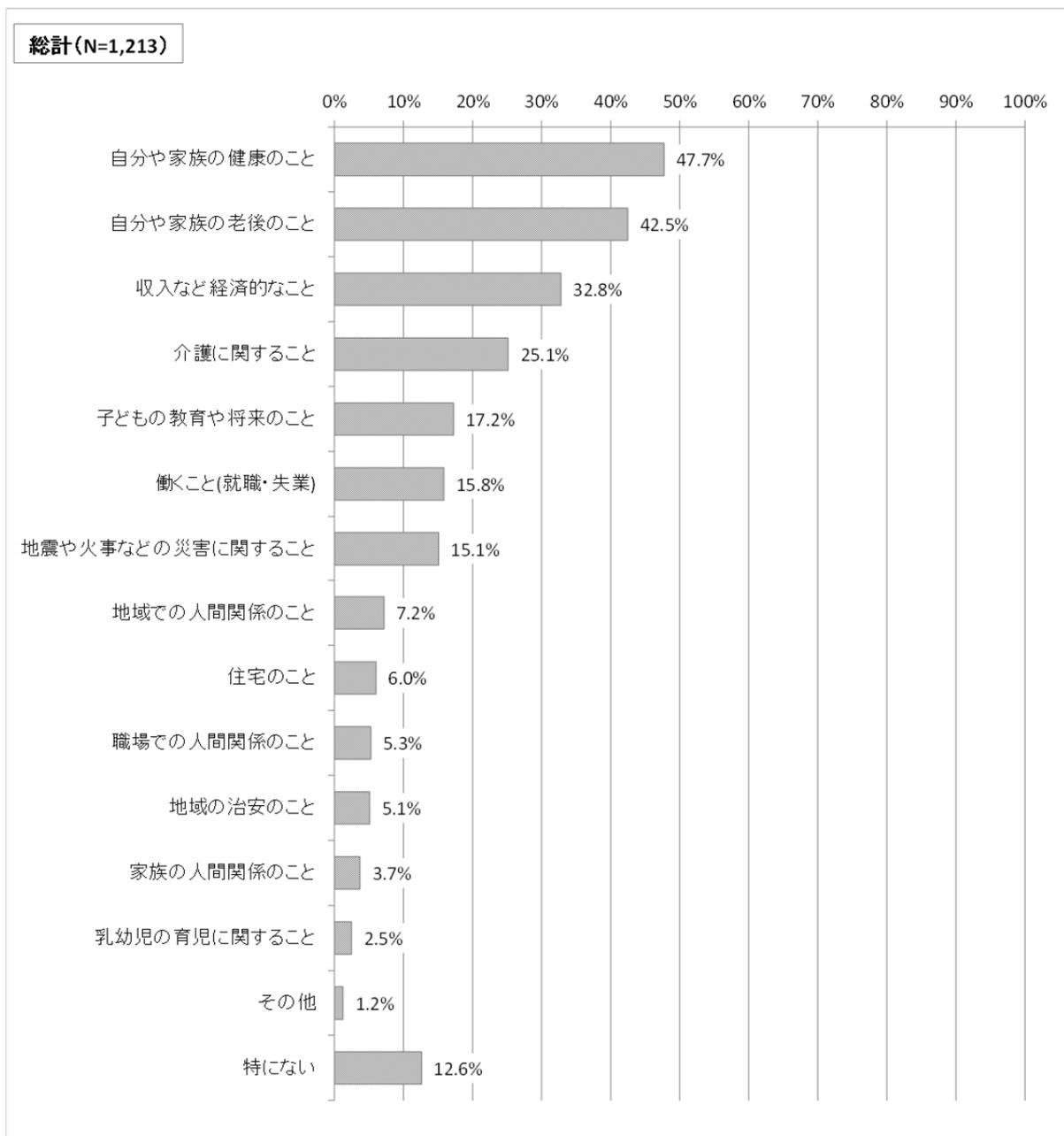
また、「関わりを持ちたくない」「興味がない」の合計を『否定的意見』とした場合、男女別では女性よりも男性の割合が高く、地域別にみると、岸良地区が最も高く、高山地区、内之浦地区という順になりました。



(4) 日常生活における悩みや不安

総計をみると、日常生活での悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」がそれぞれ4割以上となっています。

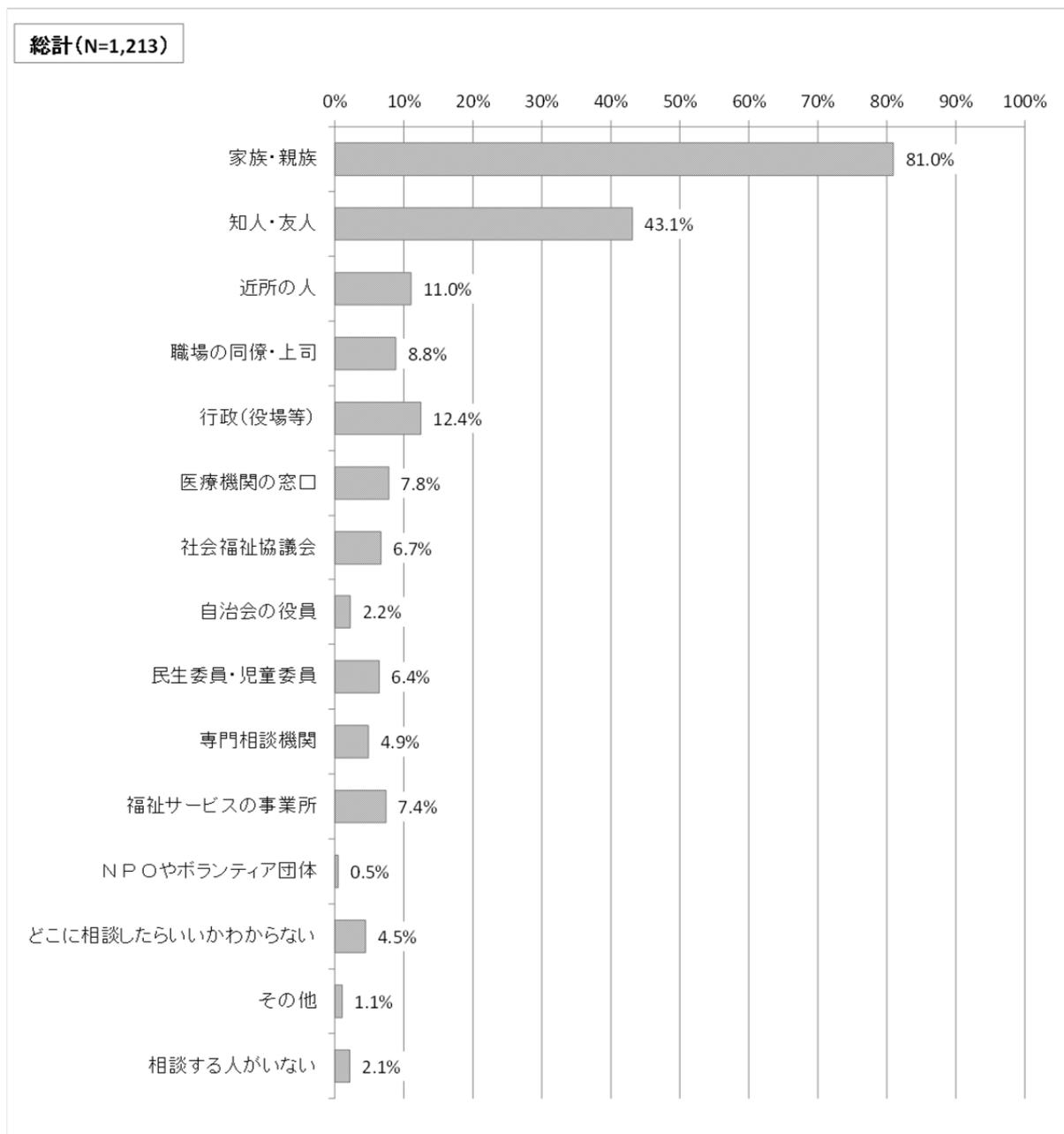
健康や介護など、高齢化の進展に伴う問題を身近なものとして捉えている人が多く、日常生活に直結する収入など経済的な面への不安や、子どもの教育や将来について不安が多いようです。



(5) 悩みや不安があるときに相談する相手

日常生活での悩みや不安について相談する相手は、「家族・親族」が81.0%で最も高く、次いで「知人・友人」が43.1%となっています。

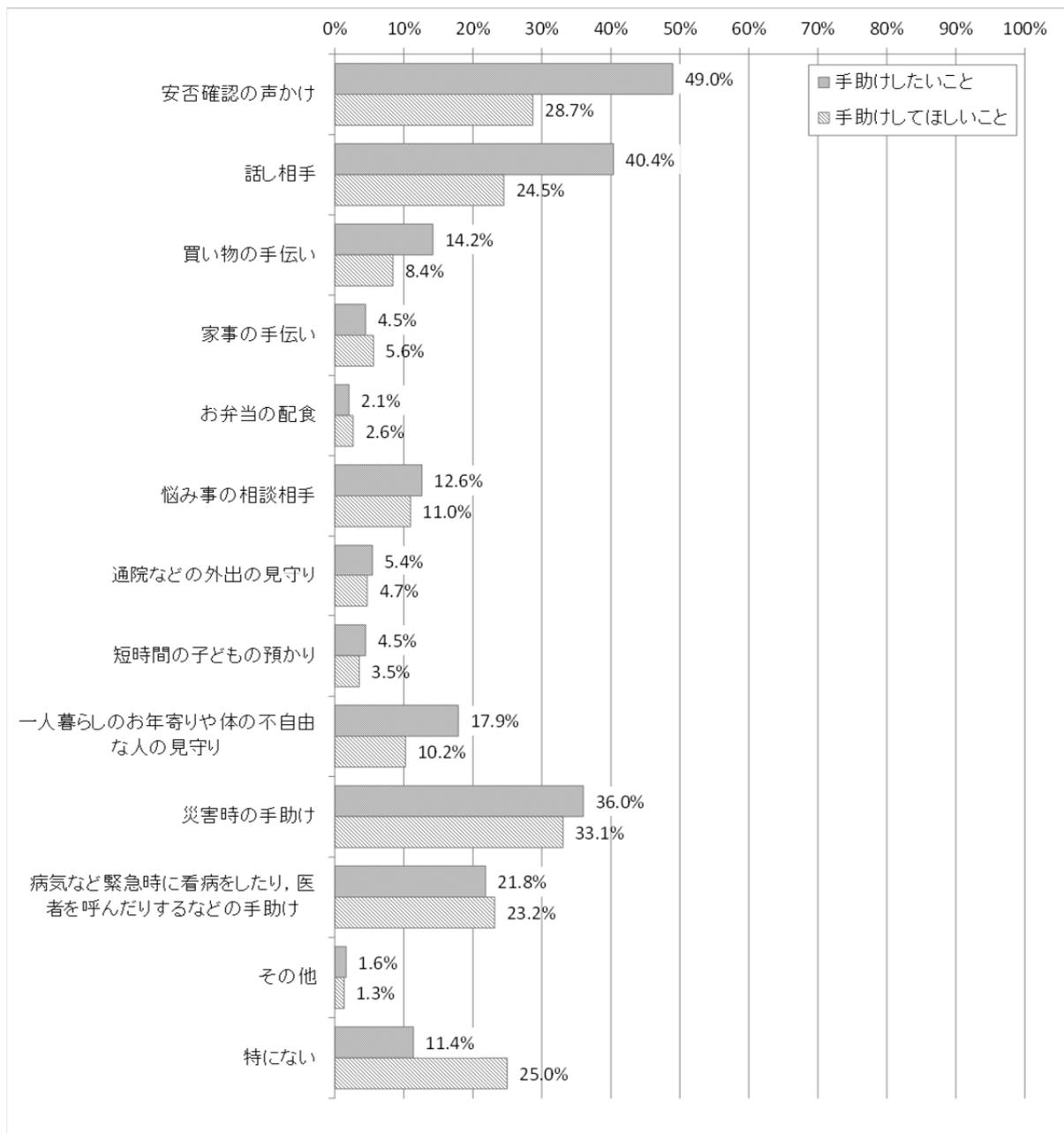
行政（役場等）と回答された方は、12.4%に留まっており、相談内容にもよりますが、行政窓口が住民の相談機能の役割を果たしているとは言い難い数字となっています。



(6) 困った時に手助けをしたいと思うこと、して欲しいと思うこと

近所との付き合いの中で、手助けをしたいと思うこととしては、「安否確認の声かけ」が49.0%で最も高く、次いで「話し相手」が40.4%、「災害時の手助け」が36.0%となっており、緊急時における支え合い、助け合い、いわゆる「共助」への意識が高いことが伺えます。

また、「手助けをして欲しい」と思うことについても「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」「話し相手」「病気など緊急時に看病をしたり、医者と呼ぶなどの手助け」、が多い結果となりました。一方で、「手助けをしてほしいと思うことはない」と回答した人も25.0%という結果にもなりました。

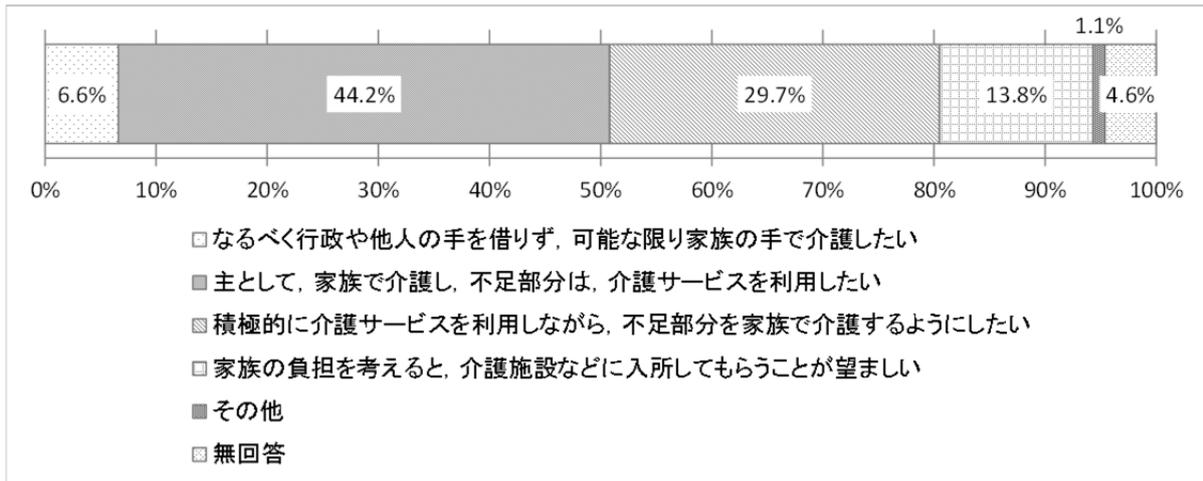


2 福祉生活について

(1) どのような介護をしたいか

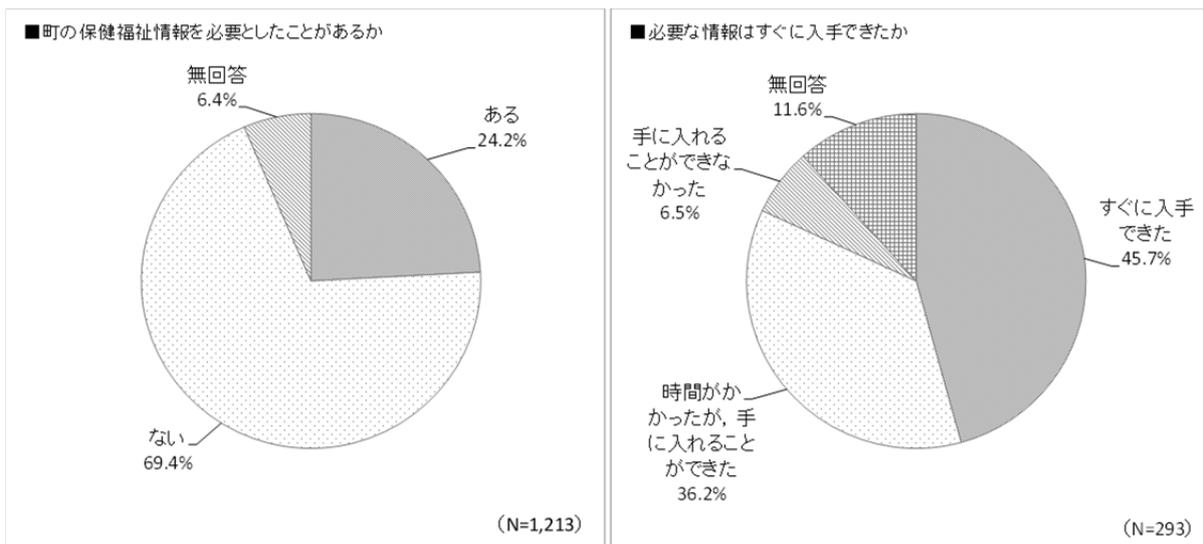
「主として、家族で介護し、不足部分は、介護サービスを利用したい」が44.2%で最も高く、次いで「積極的に介護サービスを利用しながら、不足部分を家族で介護するようにしたい」が29.7%となっています。

介護サービスを利用するとの回答が多く、介護サービスが町民生活に浸透しつつある状況がうかがえる結果となりました。その中でも、在宅介護に力点を置いた考えが過半数を占め、施設福祉に重点を置く考えは、1割程度に留まりました。



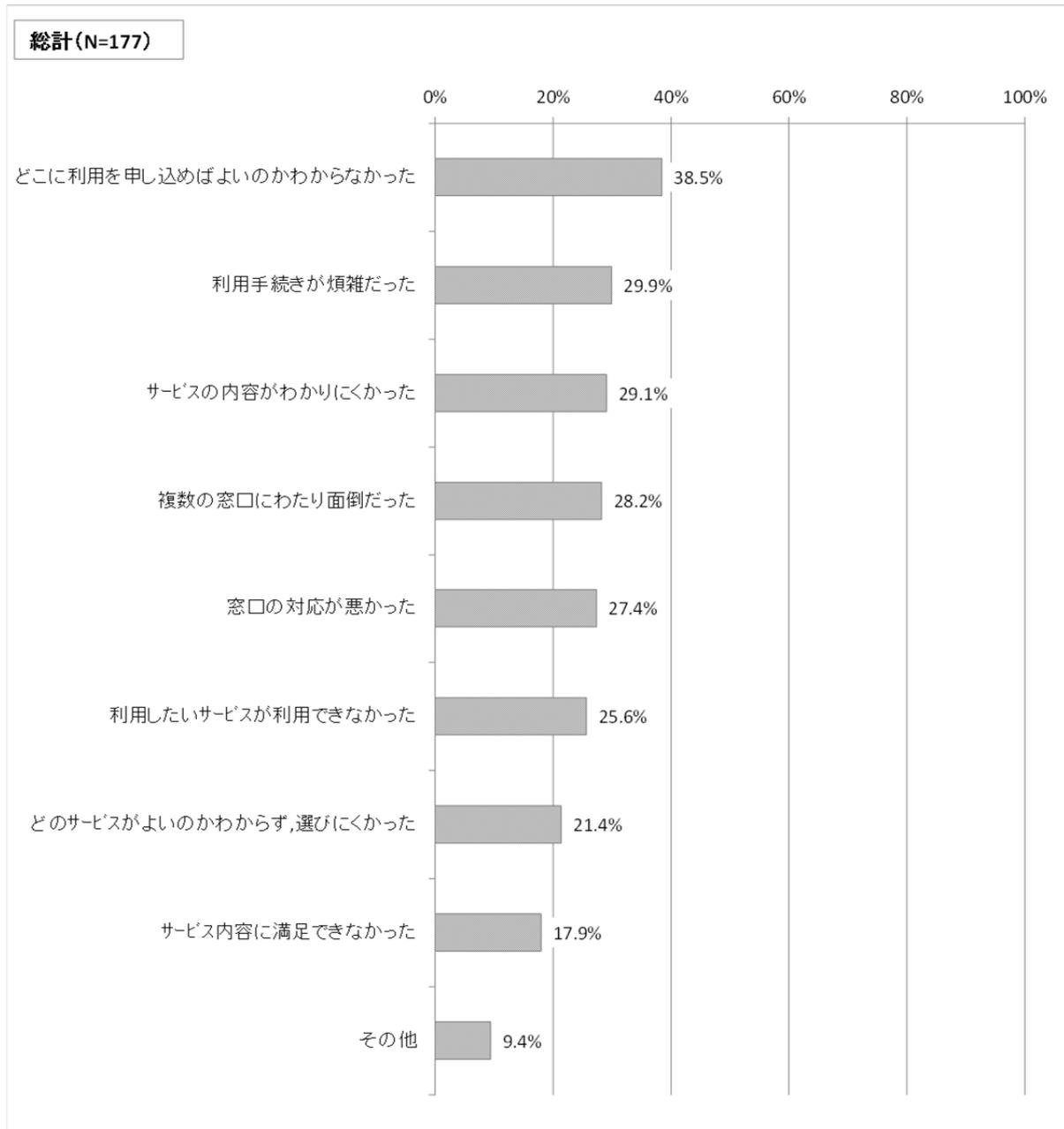
(2) 町の保健福祉に関する情報について

保健福祉に関する情報を必要としたことがある人は全体の24.2%、必要な情報が入手できたと回答した人は全体の81.9%となっている一方で、「手に入れることができなかった」と回答した人も6.5%という結果となりました。



(3) 福祉サービスに不都合や不満を感じたこと

実際に福祉サービスを利用された方に不都合や不満を感じた点をお伺いしたところ、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が38.5%で最も高く、次いで「利用手続きが煩雑だった」が29.9%、「サービスの内容がわかりにくかった」が29.1%となっています。

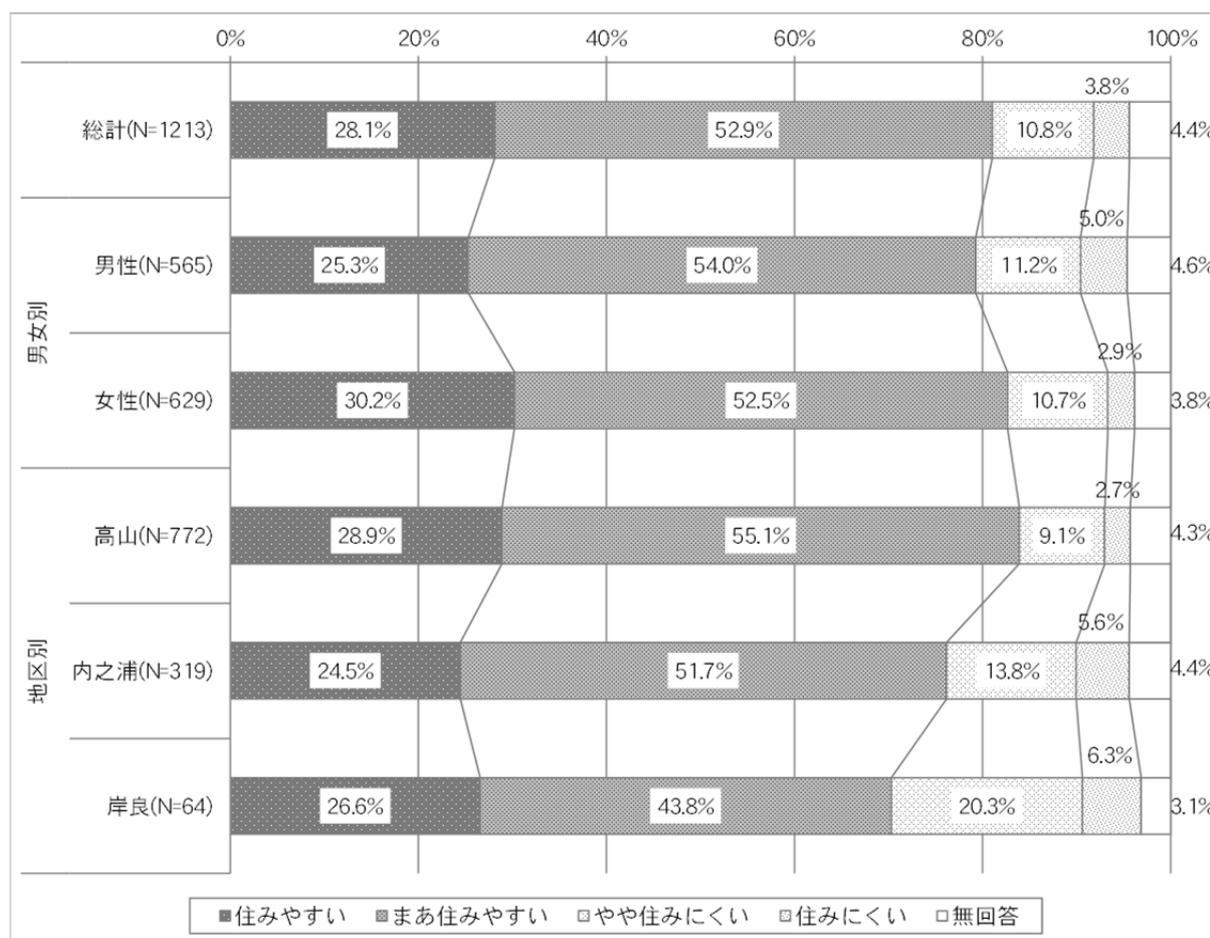


3 福祉のまちづくりについて

(1) 肝付町の住みやすさについて

総計において、「住みやすい」「まあ住みやすい」を合わせた『住みやすい』は全体の81.0%、「やや住みにくい」「住みにくい」を合わせた『住みにくい』は14.6%となっています。

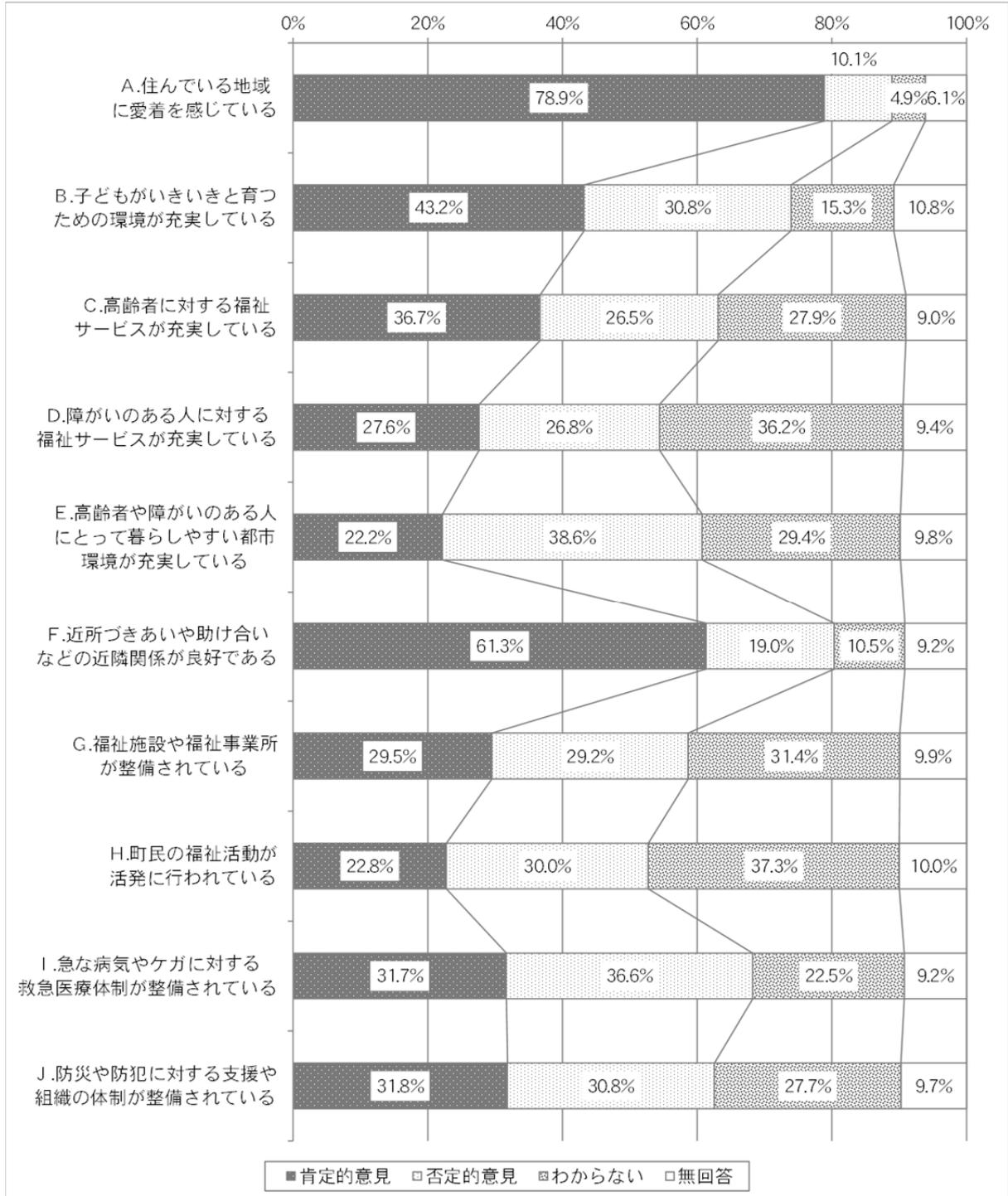
男女別にみると、『住みにくい』は女性よりも男性の割合が高くなっています。また、地域別にみると『住みにくい』とかした回答は岸良地域、内之浦地域、高山地域の順となりました。



(2) 施策等に対する評価

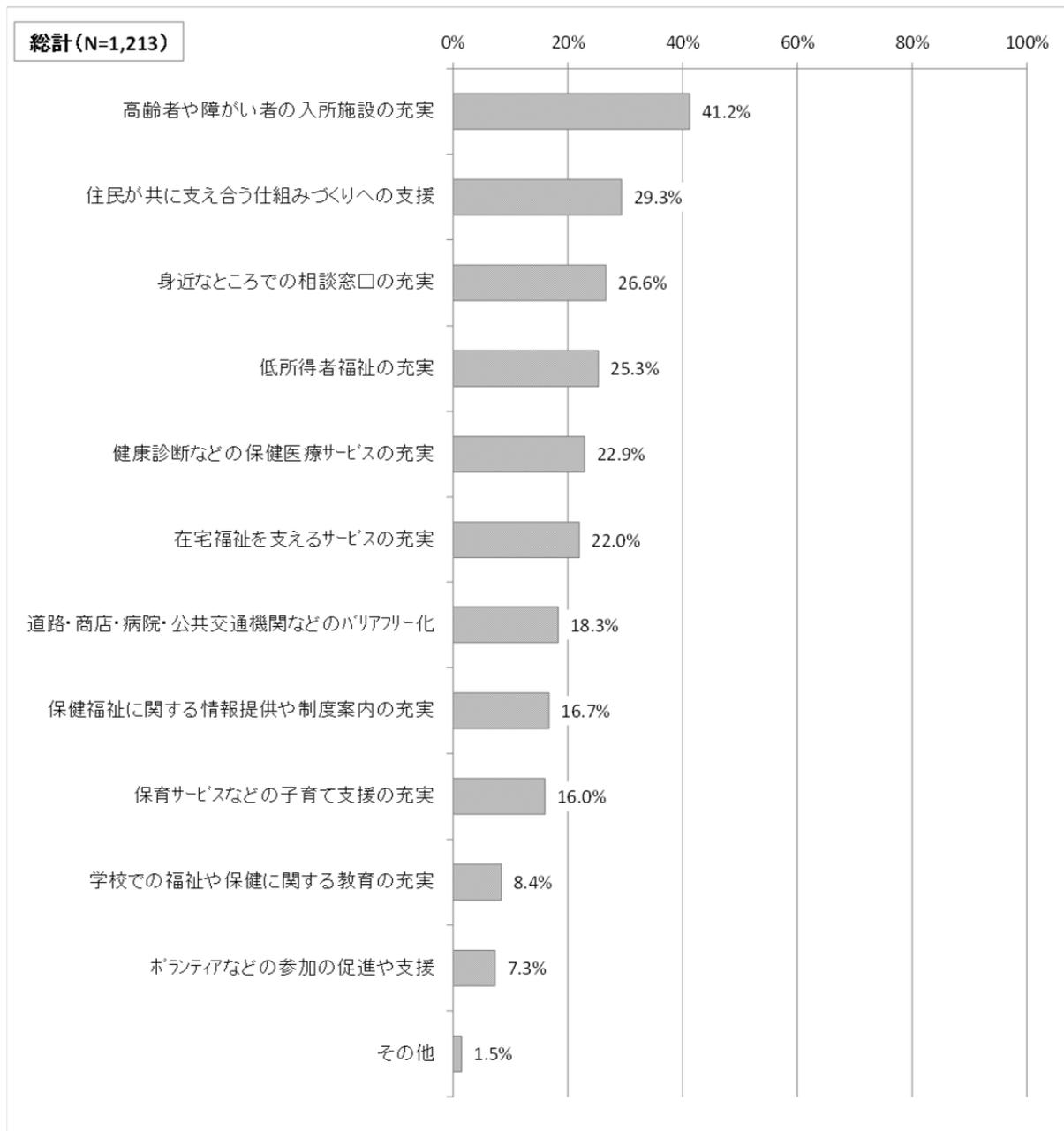
「そう思う」と「ややそう思う」の肯定的意見が「そう思わない」「ややそう思わない」の否定的意見を下回っている項目は、「高齢者や障がいのある人にとって暮らしやすい都市環境が充実している」「町民の福祉活動が活発に行われている」「急な病気やケガに対する救急医療体制が整備されている」などが高くなる結果となりました。

全体としての満足度は高い数値が出ているものの、福祉の視点に立っての各部門の評価は必ずしも高いとは言えず、バリアフリー、町民主体の福祉活動、医療体制が課題であるという認識を多くの住民が持っていることが考えられます。



(3) 福祉政策の中における特に重点的に取り組んでいくべき施策

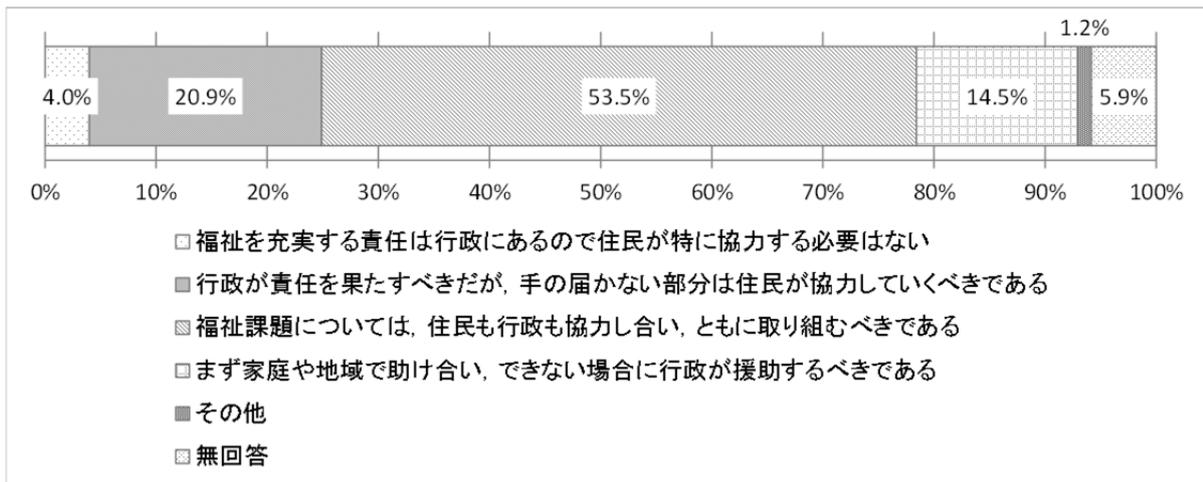
「高齢者や障がい者の入所施設の充実」が41.2%で最も高く、次いで「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が29.3%、「身近なところでの相談窓口の充実」が26.6%となっています。



(4) 福祉の充実についての行政と地域住民の関係

「福祉課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が53.5%で最も高く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力していくべきである」が20.9%、「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助するべきである」が14.5%となっています。

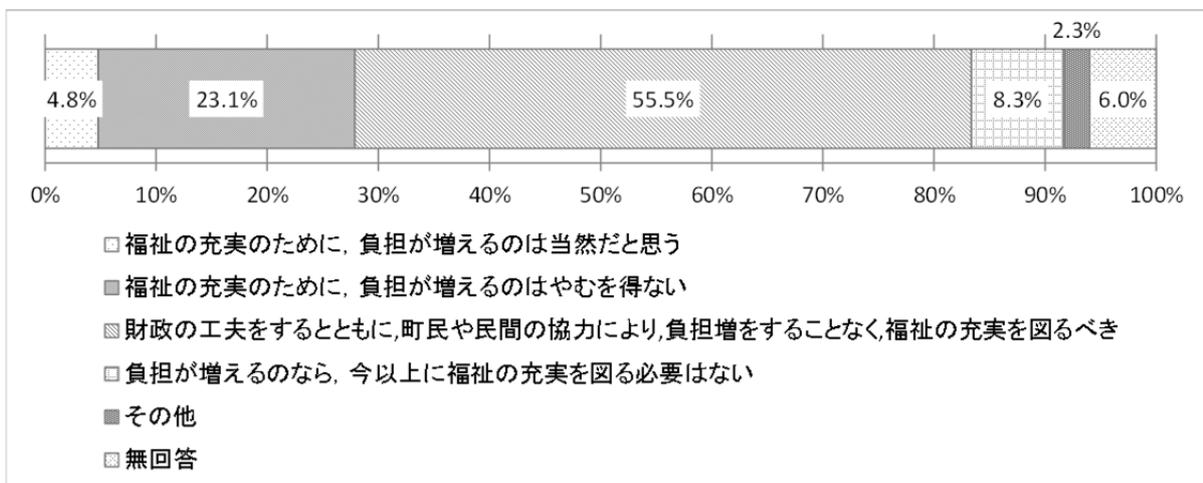
行政のみに責任を求めるのではなく、住民も福祉サービスの充実に対して、一定程度の役割を果たしていくことが必要だと感じていることがわかります。



(5) 福祉を充実させることとその財源となる税金などの負担について

福祉を充実させることとその財源となる税金の負担については、「負担が増えるのは当然」「負担が増えるのはやむを得ない」の合計が27.9%となっており、一方で「町民や民間の協力により、負担増がなく、福祉の充実を図るべきである」との回答が55.5%となっています。

基本的に福祉の充実を望む声が多く、それには、住民や民間の協力、いわば地域福祉力の向上により実現をめざすという意見が多いという結果となりました。



第5節 住民座談会

1 実施目的

住民座談会は、地域福祉計画策定における住民参加の一つとして位置づけるものです。座談会では、地域にける問題点等を共有することで、今後の地域住民による助け合い、支え合いのきっかけづくりに資するとともに、その結果を計画に反映させることを目的とします。

2 実施方法

町内を高山地区、内之浦地区、岸良地区の3つにわけて開催するとともに、高齢者・若年者の参加を促進するために65歳未満、65歳以上で時間を分けて開催した。

3 座談会共通テーマ

お住いの地域に今後も住み続けていくうえで心配なことや、困っていること、不安に感じていることは何ですか。



4 座談会実施概要

(1) 高山地区概要

地区名	高山地区	開催時間等	▶ [65歳以上]16:00～17:15
開催日	平成23年10月26日(水)		[65歳未満]19:00～21:15
65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・年金がもらえるかどうか不安。 ・雇用の機会を与えて欲しい。 ・高齢者から働く場（仕事）を取り上げないでほしい。 ・昔はできていたはずのあたりまえのことができない世の中になっている。 ⇒町内に親を残して外に出ている子に対して働きかけを行ってほしい。 他自治体で事例があるようだ。親が居住する振興会長さんに週一本でも「お願いします」という電話をかけてもらいたい。 ・体が動くうちに動かせるような支援が欲しい。 ⇒寝たきりや、やもめ暮らしになると外に出なくなってしまう。 ・自分でできることはなるべく自分でするように心がけている。 ・昔と比べて「よりどころ」がなくなった。 ⇒居住していた人がお亡くなりになり、空き家になっているところがある。 整備をしたり取り壊しをしたりする手伝いをしてほしい。 ・見守りや声掛けをしてほしい。 ・思いやり・目配り・気配りが大事。 ・ボランティア活動をしている。活動後みんなで一緒に歌をうたう、楽しむ。 ・隣近所のつながりを強めていけたら。 ・ボランティア活動の推進。生きがいに役立つと思う。 ・突然高齢化したのではなくわかっていたことだ。もっと多角的な手助けを。 ・画一的な行政の取組みでは持続性に欠ける。自助を促す動きやサポート体制が必要なのではないか。 ・災害時の安否確認が大事。 		

地区名	高山地区	開催時間等	[65歳以上]16:00～17:15
開催日	平成23年10月26日(水)		▶ [65歳未満]19:00～21:15
65歳未満	<p>「あいさつをしよう」という運動（スローガン）は自分の地域でバカにされている。見直しをすべき。</p> <p>地区で疎外されている感覚がある。昔ながらの「飲み会」等に参加すること、それを強要されることに不快感を覚えている。</p> <p>（痙攣や発作など）障がいを持っている人に対し、地域の中で助け合いを促してもらえないか。理解が少なく住みづらい。</p> <p>65歳になったから高齢者という考えを改めてほしい。65歳以上であっても元気な方は多い。また、65歳以上を細かく（例えば5歳階級位で）分けてそれぞれの年齢に合ったきめ細かいアプローチやサポート体制を確立してほしい。</p> <p>行政も専門的なアドバイザーを雇い、地域に対して教育・支援をしていかなければならない。</p> <p>高齢化が進み若い人が少なく、班長が1～2年で変わってしまうことが多い。継続して担当してもらいたい。</p> <p>今の世の中は「お金にならないことはしない」といった風潮がある。奉仕の心を持てば感謝・挨拶等よい流れができるのでは。</p> <p>「今の子どもは」「今の若者は」という考えはよくない。子どもたちや若者は非常に良い子が育っていると思う。</p> <p>地域みんなで役割分担をできるよう、制度自体をみなおして新たな地域の体制を確立していくことも検討したほうがよい。</p> <p>高齢者はごみの分別などが大変だと思う。</p>		

(2) 内之浦地区概要

地区名	内之浦地区	開催時間等	➤ [65歳以上]16:00～17:00
開催日	平成 23 年 10 月 31 日(月)		[65歳未満]19:00～21:00
65歳以上	<p>少子化、高齢化、過疎化が目立つ。班長も高齢になっているので若い人をお願いしたい。</p> <p>放送を聞き取れない人が多くいるようだ。班長さんは毎週話をしにいったほうが良いのでは。</p> <p>憩いの場がなくなった。集える場所があればもっと地域全体に明るさが出てくると思う。</p> <p>まさに少子高齢化である。独居老人への対策は何かあるか。方向づけを示して欲しい。</p> <p>支え合いの雰囲気づくりをしてほしい。</p> <p>民生委員をしているが、訪問しても対応してくれない人がいる。地理的な問題もあり、1人で担当するエリアが広く、月に3回程しか回ることができない。</p> <p>地域みんなが元気になるような催しをしたいが、なかなか実行に移せない。</p> <p>ゲートボールやグラウンドゴルフが盛んな地域なのでこれを行事にすることで何かできないか。</p> <p>プライバシーの問題等はあるだろうが、可能な限り民生委員協議会等の会議内容を幅広く公開してほしい。</p> <p>地方にすべてを中心となってくれるリーダーがいない。こういった人がいないと地方は発展しない。</p> <p>買い物弱者に対してのフォローがあれば良いと思う。</p> <p>民生委員をしているが個人情報の取扱が非常に難しい。</p> <p>観光資源があるのに地域が廃れていくのは住民一人ひとりの「よくしていこう」という思いが低いのでは。</p> <p>町立病院があるので医療は心配していない。しかしながら地理的な点から将来歩けなくなった場合に不安がある。</p> <p>サロンに参加しようと申し込んだが、他の男性の参加がなく結局は参加しなかった。</p> <p>全体的に制度や情報を幅広く公開していくべきである。</p>		

地区名	内之浦地区	開催時間等	[65歳以上]16:00～17:15
開催日	平成23年10月31日(月)		▶ [65歳未満]19:00～21:15
65歳未満	<p>他地区の意見で出た「空き家」の利用は当該地区では地理的条件から難しい。一人暮らしの高齢者がかなり多いので、他県で実施している「黄色い旗」のような活動をしてみては。</p> <p>高齢者が多く、50歳くらいの若い人が少ない。</p> <p>奉仕作業も動ける人が協力して行い、出られない人からは燃料代等を徴収してやりくりしている現状である。4～5年後は奉仕作業事態ができなくなるのではないか。</p> <p>隣近所での挨拶が少ない。地理的な条件が多いのでは。</p> <p>地区の高齢者からはゴミ出しが大変だという話をよく聞く。小中学生が高齢者のゴミ出しを手伝ったりできれば…。</p> <p>現在はなんとかなるが、車を運転できなくなったり歩けなくなったりした時の移動手段がない。 車を運転できなければ必然的に買い物弱者になってしまう。</p> <p>弁当の配食等サービスはあるのか。あるのならば周知徹底ができていないのではないか。</p> <p>子どもは少なくなった。子どもとのふれあいは大事だし大変よいことだ。高齢者と小中学生との交流機会を設けて欲しい。</p> <p>ねっかいよろ会への集まりが少ないようだ。</p>		

(3) 岸良地区概要

地区名	岸良地区	開催時間等	▶ [65歳以上]16:00～17:00
開催日	平成 23 年 11 月 2 日(水)	[65歳未満]19:00～21:00	
65歳以上	<p>移動手段であるバスの存続が心配である。</p> <p>一人暮らしや夫婦二人暮らしの場合ペットを預かって欲しい。</p> <p>毎日のように害獣（イノシシ・サル等）に手を焼いているがどう対処していいのかわからない。</p> <p>手を入れる人がおらず荒れ果てた畑にセイタカアワダチソウが大量に繁殖して花粉を毎年まき散らしており花粉症に悩む人が多い。また、葛など雑草の処理が非常に困難である。</p> <p>ごみの処理がしやすいようにゴミ捨て場の充実を図ってほしい。資源ごみなどは出すタイミングを失うと溜まって大変だ。</p> <p>先月ねっかいよろ会に参加した。非常によかったのだからこれからも継続してもらいたい。</p> <p>現在岸良へ町立病院がおこなっているサポート体制を継続して行ってほしい。やめないで欲しい。</p> <p>地理的に津波の心配がついてまわる。早めになんらかの対応をしてほしい。過去に水害の経験もある地区であるため、避難場所等は住民の意見も聞いて安心して暮らせる社会を作って欲しい。</p> <p>鹿屋にあるような栄養バランスを考慮した配食サービスはできないのか。</p> <p>サロン活動も中心となる人物がいなければ…。</p> <p>岸良という地区を外部からの視点でフォローして行ってほしい。</p> <p>交通安全を考えるならば道路の白線を修復して欲しい。痛みが激しく心配。</p> <p>素晴らしい景観等の地域資源があるのに廃れていくのはアピールの仕方が足りていないからだ。天気が良い時は今話題になっている馬毛島などもみえることもあるので、景観をアピールするための看板を作って欲しい。また、交通安全の観点からも看板を白バイなどの看板を設置して欲しい。</p> <p>テレビに出るようなタレントを呼んでみんなが集まり楽しめるイベントをしてほしい。</p> <p>岸良地区に施設がほしい。</p>		

地区名	岸良地区	開催時間等	[65歳以上]16:00～17:15
開催日	平成23年11月2日(水)		▶ [65歳未満]19:00～21:15
65歳未満	<p>ねっかいよろ会の参加者が非常に少ない。年齢が高くなっても就業されている方が多いからだと思う。</p> <p>認知症に関しては症状がまだらであり、家族が認知症を認めるか認めないかなどのジレンマがある。</p> <p>子どもがとにかく少ない。</p> <p>若い人がいないのでリーダーがいない。</p> <p>健康体操がよいという話をよく聞く。</p> <p>ふれあいバスの運転手さんが優しいという話をよく聞く。</p> <p>ピンピンコロリ（PPK）が理想。</p> <p>水は命の源である。水の問題は当該地区においては、年代、居住地区によって意識の差が大きいようだ。</p> <p>燃費の部分を考えると可能なら地元で働きたいのだが、地元で働く場所がないことで必然的に外にでなければならない。</p>		



第6節 計画策定に向けての課題の整理

(1) 意識調査からみえる課題

カテゴリ	課題の整理
地域生活と 福祉課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段の近所付き合いの継続、推進 ● 自分や家族の健康面、老後の問題 ● 緊急時の助け合い・支え合い
福祉生活	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅介護のための適切な介護サービスの周知 ● 町の保健福祉に関する情報の適切な周知
福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区における「住みやすさ」の向上 ● 福祉課題に自助・共助・公助がともにとりくむこと ● 町民主体の福祉活動の推進

(2) 地区座談会からみえる課題

地区名	課題の整理
高山地区	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティの場 ● 雇用問題 ● 健康づくり ● 地域や各年齢層に合わせた多角的な視点 ● 正確な情報の公開
内之浦地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通手段 ● 地域をまとめるリーダー（若者）がいない ● あいさつ、見守り等の推進 ● 異年齢交流 ● 正確な情報の公開
岸良地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通手段 ● 害獣問題 ● 災害時の避難場所 ● 地域資源の有効活用 ● 正確な情報の公開

第 3 章

計画の基本的な考え方

(白紙です)

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 肝付町がめざす地域福祉像

地域福祉計画は、平成 12 年の社会福祉法の改正で創設された制度であり、同法は平成 15 年より施行されており、一定程度の年数が経過している中で、本町では、今回が初めての地域福祉計画の策定となります。

また、「肝付町総合振興計画」では、町の将来像を「人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり」として、地域の中で住民がお互いの価値観と人権を尊重し合い、全ての人々が自立した生活者として自覚を持ち、住民、行政の相互の信頼関係に基づいた協働によるまちづくりをすすめています。

このような、まちの将来像は、地域福祉計画における基本的な考え方と合致するものであり、本計画においては、これを受けた形で住民生活の福祉向上のための、政策を位置づけ、推進していくものです。

2 肝付町地域福祉計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して、生涯を元気でいきいきと暮らし続けていくことを望んでいます。

すべての住民が安心して充実した生活を送り、健康でいきいきと暮らすことができる地域社会を構築していくことが地域福祉の基本的な目標です。

地域福祉計画の対象は特定の住民ではなく、すべての住民です。誰もが地域住民の支え合いと助け合いにより、地域社会の中で、孤立することのない社会が理想です。そして、住民一人ひとりの人権が尊重され、自己の意思に基づき、住み慣れた家庭と地域で生きがいを実感でき、地域に誇りと愛着をもって、住みたい、住み続けたいと心から思える福祉の先進地を、地域福祉計画の中で目指していきます。

地域福祉が目標とする福祉社会は、人権尊重と社会的包摂の理念に基づき、住民の主体的な参加を基盤として、一人ひとりの生涯にわたる生活を総合的に支える仕組みを、地域において、公私協働の実践を通して実現できるものです。

そして、そのためには、多くの住民が地域福祉実現のために、何らかの形で関わっていくことが極めて重要になってきます。このような地域福祉に関する基本的な目標を実現し、先に見た肝付町のさまざまな課題を解消していくため、肝付町地域福祉計画では、基本理念を次の通りとします。

健やかで安心して生活できる支え合いのまち きもつき

3 肝付町地域福祉計画の基本目標

「肝付町地域福祉計画」では、基本理念を達成するため、以下の4つの分野ごとに、さまざまな取り組みの展開を図っていきます。

基本目標1 支え合い・助け合いの「ひと」づくり

地域福祉を推進するためには、ボランティアなど地域福祉を支える人、ボランティア活動や交流の場、情報交換の場、相談体制の充実などの支援、活動やグループづくりを促進する「ひと」づくりが重要となることから、その基盤づくりを進めます。

基本目標2 人と地域の「きずな」づくり

その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、協働し合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

交流やふれあいを通じて住民すべての参画のもとで豊かな「きずな」を育む地域づくりを目指します。

基本目標3 安全・安心の「しくみ」づくり

住民が福祉意識を高め、地域の福祉課題を共有し、住民が主体となりさまざまな団体とともに課題を解決していく中で、地域のあり方を考え、安心して暮らせる「しくみ」づくりを進めます。

基本目標4 自立を支える「まち」づくり

福祉ニーズや地域の課題を把握するとともに、地域や事業者、行政の連携を深め、地域福祉の健全な発達を促進します。また、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを推進します。

サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制等の充実を図り、安心して社会参加できる「まち」づくりを進めます。

4 計画の体系図

基本理念

健やかで安心して生活できる支え合いのまち きもつき

基本目標1 支え合い助け合う「ひと」づくり

具体的な取組

1. 地域福祉の担い手の育成
2. 子どもたちの福祉学習
3. ボランティア活動の推進
4. 団塊世代・高齢者の社会参加
5. 地域福祉に携わる団体との協働

基本目標2 人や地域の「きずな」づくり

具体的な取組

1. ふれあいの拠点づくり
2. 地域でつくる交流の場づくり
3. サロン活動等の充実
4. 学校や地域との連携
5. 家庭におけるきずなづくり

基本目標3 安全安心の「しくみ」づくり

具体的な取組

1. 情報提供・相談体制の充実
2. 福祉サービスの適切な利用の支援
3. 交通安全・防犯・防災の取組み
4. 子どもや高齢者などの見守り
5. 権利擁護の推進

基本目標4 自立を支える「まち」づくり

具体的な取組

1. 健康と医療・生きがいづくり
2. 移動手段の確保
3. 社会参加を目指すノーマライゼーションの推進
4. 思いやりの心を育む環境づくり

(白紙です)

第 4 章

基本計画

(白紙です)

第4章 基本計画

基本目標1 支え合い助け合う「ひと」づくり

地域で暮らしていくためには、個人の自立とともに、お互いの支え合いや助け合いが必要です。地域をもっと住みよいものにするために、地域住民の意識啓発に努め、人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの養成を行うとともに、地域の中の福祉活動を広げていきます。

人と人とのつながりが希薄になっているといわれる現代において、連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を高めていくことこそが大切です。

そのため、住民相互の支え合い活動の促進など、振興会や老人クラブ、婦人会、ボランティア団体などの各種団体や社会福祉協議会などの連携により、住みやすい隣近所関係を築くなど、人にやさしいまちづくりを推進します。



1 地域福祉の担い手の育成

現状と課題

すべての人が安心して暮らせるよう、住民の福祉ニーズに対応できる体制を地域でつくるためには、行政や事業者だけではなく、ボランティア、関係団体など、さまざまな人たちの協力、連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そこで、地域福祉を推進する担い手意識を高め、地域においてリーダーとなる人材の育成を図ることが必要です。地域のことを考え、地域福祉活動をする担い手の育成が重要です。

住民座談会においても、「世代交代ができない」、「リーダーになるのを嫌う」、「担い手がない」等の理由により、地域福祉活動の参加人数の減少や活動の衰退が心配されています。

地域福祉に取り組む上で、担い手の存在は欠かせません。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の活動に積極的に参加し、地域福祉の必要性について理解を深めましょう。● 自分の持っている知識や技術を地域活動に活かしましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の担い手となり得る人は地域にたくさんいます。地域全体で支えながら、地域福祉の人材として参加を促進し、活動へ取り込んでいきましょう。● 定年退職者など、知識や経験・技術を持っている人たちを、地域の担い手として活用してみましょう。● 地域の担い手の発掘に努めましょう。また、活動参加への機会や情報提供に努めましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉推進に向けた人材確保や人材育成を推進します。● 地域福祉を担う人材育成を支援します。

2 子どもたちの福祉学習

現状と課題

少子化や核家族化の進行やライフスタイル等の変化により、かつての子どもが地域で体験できてきたさまざまな社会体験の機会が失われつつあります。

地域には、その地域の特性を活かした活動や慣習があります。地域の中で、お互いに交流することにより、これまで養ってきた伝統や文化を知るとともに、今までにない新しいものを取り入れることができる機会を生むこともできます。

これからの未来を担う子どもたちが地域の交流に参加することにより、地域について学ぶ機会を与え、地域への愛着を育むことにもつながります。

地域における振興会や公民館活動などさまざまな活動や、イベントなどへ積極的に参加できるように支援し、人と人のふれあいを基本として、支え合いや助け合いの連帯意識を芽生えさせることにより、福祉について学ぶことのできる機会を大切にすることが必要です。



具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の子どもは地域の宝です。あたたかく成長を見守ってあげましょう。● 子どもに関心の目を向け、あいさつをしたり、ほめたり注意したりしましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の子どもが地域に愛着を持てるよう、地域の歴史や伝統文化などを教えてあげましょう。● 地域の子どもを福祉体験や福祉に関する講座などへ参加させましょう。● 地域での学習活動を支援し、地域で子どもを育てる機運を高めましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 安全で安心して学校へ通える環境づくりに取り組みます。● 郷土の歴史や伝統・文化などを後世に伝えるための環境整備や後継者育成等を推進します。

3 ボランティア活動の推進

現状と課題

ボランティアとは、本来、「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉です。誰もが、自分ができることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動のことをいいます。

地域には、日常生活の中で何らかの手助けを必要としている人がいますが、これらすべての人を行政サービスだけで補うことは難しく、自発的な行動はもとより、身近な暮らしをともにする住民相互によって助け合うことが必要です。

本町では、ボランティア団体や個人の活動が行われていますが、今後もますます活発に活動できるよう支援していく必要があります。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 困っている人を見たら、声をかけたり手助けしたりしましょう。● ボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動をしたり、講座に参加したりしましょう。● ボランティア活動に参加しましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会やボランティアグループ連絡協議会は、ボランティアの育成や養成講座など活動を支援しましょう。● さまざまな方法によりボランティアの募集を呼びかけてみましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● ボランティアやNPOなどの社会貢献に意欲的な人の活動を支援する取り組みを行います。● 地域の生活課題から考えられる支援策を見つけ出し、さまざまなボランティア活動を推進します。

4 団塊世代・高齢者の社会参加

現状と課題

今後本町においては、団塊の世代をはじめとした社会経験や知識が豊富であり、十分な気力、体力を兼ね備えた高齢者や定年退職者が増加すると予測されます。

住民座談会では、このような高齢者や定年退職者を地域の人材として取り込みたいという意見もありました。地域社会への参加により、地域の大きな支えになるだけではなく、本人の生きがいづくりや健康づくりにもつながると考えられます。特に、定年退職された「団塊の世代」のマンパワーによる社会参加、地域づくりなどに大いに期待がかかります。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 積極的にボランティア活動に参加しましょう。● 今まで培ってきた、知識と経験を地域福祉活動に活かしてみましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域で生活している高齢者や定年退職者に声かけをすることにより、地域福祉活動への参加を促しましょう。● 地域の担い手につながる人材の意見を尊重し、地域福祉に取り込みましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者や定年退職者を対象に、第二の人生設計を支援し、地域社会へ貢献できるようボランティア活動などへ繋ぐための支援を行います。● ボランティア活動などに関する相談体制及び情報の提供体制の充実に取り組みます。

5 地域福祉に携わる団体との協働

現状と課題

地域福祉に携わる団体は、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに役立つ活動を行っています。これらの団体と協働し、地域福祉に携わる人たちの育成を支援し、福祉のまちづくりを推進していかなければなりません。

特に、社会福祉協議会は、住民参加によるさまざまな福祉活動の支援や、在宅福祉サービス、福祉サービス利用の支援など地域福祉の中核的な存在として事業を展開しています。本計画において、地域福祉を推進していくためには、大切な役割を担っており、町との協働による取り組みが重要です。

また、地域には振興会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、子ども会、ボランティアなど各種さまざまな団体や個人がより良い地域づくりを目指して活動していますが、それぞれが分かれていたのではその活動にも限界があります。

今後も、社会福祉協議会や各団体による更なる地域福祉活動の充実と推進を図ることが必要です。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉に取り組む団体の活動内容を知りましょう。● 社会福祉協議会各種団体など地域福祉活動を推進する団体 が取り組む地域福祉活動に積極的に参加しましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 積極的な広報活動を実施することにより、地域住民の参加 を促進しましょう。● 更なる地域福祉活動の充実を図りましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉の取組みに対して支援します。● 町全域で、社会福祉協議会や各種団体など地域福祉活動を 推進する団体の活動を支援します。● 地域福祉に携わる団体と協働して、地域福祉に携わる人材 の育成を支援します

基本目標2 人や地域の「きずな」づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、ともに支え合う地域福祉を推進するためには、その拠点づくりが必要となります。

また、地域での自主的な福祉活動を推進していくためには、人が集まり、情報が集まり、地域の諸問題や課題を話し合うことが大切です。

地域のさまざまな人が、さまざまな場所で関わりを持つような集い、憩い、学べる場所づくりの推進に努めます。



1 ふれあいの拠点づくり

現状と課題

住民座談会では、各地区において空き家や空き地等を有効活用し、地域住民が気軽に集える場がほしいという意見が多数寄せられました。

地域福祉活動を進める上で、その活動の拠点となる場所については地域によってはまだまだ不足している現状がみえてきました。

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。今後も、住民自身の手による拠点づくりとして空き家など既存施設の有効活用による拠点づくりを進める必要があります。

地域住民のニーズに応じたサービスの実施や、地域福祉活動の拠点としての交流とコミュニケーションの場として地域資源をうまく活用していくことが求められます。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 空き家や福祉施設、公民館など地域で活動できる場所について探してみましょう。● 公民館などの身近な施設を利用し、地域活動を積極的に行いましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉施設を活用場所として利用できるよう、社会福祉協議会や事業者などと話し合ってみましょう。● 公民館や集会所などの地域の施設をコミュニティの場として積極的に活用しましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設を活用した活動拠点や身近な地域で交流できる場づくりを検討します。● 地域での新しいふれあいの関係を築き、さまざまな福祉ニーズに対応する集いの場、憩いの場づくりを支援します。

2 地域でつくる交流の場づくり

現状と課題

地域住民の中には、地域との接点が少なく地域の中に溶け込むことができない人もいます。誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域社会をつくるにはお互いの顔が見える関係を築くことが重要です。

そのためには、気軽に参加できる機会が地域で開かれ、それをきっかけとして交流できるような仕組みが必要です。

住民座談会においては、多くの人が地域のつながりが必要であると回答していますが、新興住宅地や若い年齢層では、地域の交流がなく地域のつながりが薄れつつあります。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域には、地域を良くするためのさまざまな行事や活動が行われています。家族や隣近所の方と誘いあって、地域活動に気軽に参加してみましょう。● 地域の一員として自分は何ができるか考えてみましょう。● 地域住民一人ひとりが誘い合って参加してみましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 誰もが気兼ねなく地域活動に参加できる雰囲気づくりに努めましょう。● 地域で参加促進、啓発活動を行いましょ。● 地域の交流を目的とした行事など実施してみましょう。● 地域の団体や事業所などに協力を要請し、一緒に活動してみましょう。● 地域住民が顔を合わすことができる機会を増やしましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。● 地域の交流行事を広報していくとともに、地域の交流の企画について支援を図り、地域住民同士が顔を合わせることができる機会を増やします。

3 サロン活動等の充実

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など、寂しさや不安を持つ人に地域住民とのふれあいや生きがいの場を提供するため、住民が主体となって企画し自主的な運営を行うサロン活動は、地域における地域住民の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などを目的として行われています。

今後も、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、すべての人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるよう、各地域においてサロン活動が活発化するように支援していくことが必要です。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の交流の場としてサロン活動に参加してみましょう。● サロン活動を活性化するため企画を提案してみましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域でサロン活動への参加を促しましょう。● サロン活動の担い手として地域全体で考えてみましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会や地域の自主的な取組みの中でさまざまなサロン活動が行われています。今後もこのような活動を支援していきます。● サロン活動の充実と拡大により、元気な高齢者の増加を図ります。● 高齢者などがサロン活動を通じて取り組む健康づくりや介護予防、生きがいづくりを支援します。

4 学校や地域との連携

現状と課題

学校と地域が連携し、地域の清掃活動に子どもたちがボランティアで参加するなど、さまざまな取り組みが行われています。学校と地域との連携が綿密になることにより、地域が子どもの健やかな成長を見ることができるとともに、世代間交流による地域コミュニティづくりを図ることができます。

住民座談会においても、「地域活動への参画意識が低い」「ボランティア活動の参加が少ない」などの意見がありました。現在も実施されているような、学校と地域が連携して取り組んでいる活動がきっかけとなり、子どもから大人へと、地域福祉の推進を図る活動につなげていくことが大切です。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 学校行事などに積極的に参加しましょう。● 子どもたちのボランティア活動などを見届けるだけでも、地域住民にとっても大きな活力になります。頑張っている姿を見守りましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 子どもを対象とした体験学習等を企画・実施し、直接体験できる機会を増やしましょう。● 子どもと高齢者との世代間交流を通して、さまざまな知識や経験などを教わることは、高齢者自身の生きがいにもつながります。高齢者との交流やふれあいを大切にしましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 学校と地域との連携した取組みを支援します。また、子どもの健全育成を推進します。● 学校教育を通じた地域福祉の推進を図ります。● 子どもを児童虐待や犯罪などの被害から守るための活動を促進します。

5 家庭におけるきずなづくり

現状と課題

一人暮らし高齢者や障がい者のいる世帯、子育て世帯などの社会的孤立といった問題や、孤独死、自殺、あるいは経済的困窮者の増加など、制度化された福祉サービスの対象にならない社会的問題への対応が切実さを増しています。また、家庭内暴力や高齢者、児童への虐待など、「家庭のきずな」そのものが弱体化し、これを受け止めるべき地域にあっても、地縁的な人間関係の希薄化が進行している現状があります。

家庭は、社会を構成する最小単位であり、家族のみんなが楽しく過ごし、お互いに成長していく場として、親子のつながり、そして親子と地域のつながりを深め、思いやりや支え合いの心を育て、明るく、力強い「家庭のきずな」を育成していくことが大切です。

鹿児島県では毎月第3土曜日に「青少年育成の日」が定められています。この日は、家庭・学校及び地域社会の三者が一体となって青少年の育成活動及び非行防止活動を盛り上げ、青少年関係施策の実行を期するための契機となるよう定められています。同じく、毎月第3日曜日は「家庭の日」とされており、青少年の人格形成においては、家庭で生活習慣や社会のルールを身につけさせることが大切なことから、すべての家庭が円満で明るい家庭をつくるように、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として定められています。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 家庭内でのあいさつから実践してみましょう。● ごみ出しの時などのあいさつや声かけを実践しましょう。● 家族でボランティアに参加してみましょう。● 高齢者や児童への虐待の疑いを抱いたり発見したりした場合は、関係機関へ相談・通告しましょう。● 第3土曜日は地域の青少年育成行事に積極的に参加しましょう。また、第3日曜日は家庭で過ごしましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 子育て経験者と若い母親が接する機会をつくりましょう。● 家族で参加できるようなイベントを企画・開催してみましょう。● 高齢者や児童への虐待の疑いを抱いたり発見したりした場合は、関係機関へ相談・通告しましょう。● 第3土曜日や第3日曜日には催しや会合を計画せず、青少年育成や家庭で過ごす日に配慮しましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 子どもの頃から思いやりの心を育む福祉教育を推進します。● 家庭、地域、学校と連携したあいさつ運動を励行します。● 虐待の防止や通告方法などの広報、啓発に努めます。● 第3土曜日や第3日曜日の意義について普及・啓発していくとともに、スポーツ少年団や各種行事などを控えるよう各種団体や事業者に対し指導していきます。

基本目標3 安全安心の「しくみ」づくり

地域で生活する住民にとって、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。そのためには、相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、情報公開体制の充実を図ります。

災害時に、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、いわゆる「要援護者」が災害の犠牲者とならないよう、行政の支援を行うとともに地域の事情に即した防災施策の充実を図ります。

地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みづくりを、地域のみんなで作り上げていけるよう支援していきます。また、サービス利用者の権利擁護や利用援助の促進に努めます。

また、国際化の進行により当町にも外国人居住者や経済や観光などでの交流が年々増えています。そのような中、外国人居住者への施策として福祉のみならず、教育や文化交流・災害時の支援など総合的に取り組んでいかなければなりません。



1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

生活や福祉に関する相談は、鹿児島県や本町、社会福祉協議会等において、さまざまな相談機関を分野ごとに設置することにより相談体制の充実を図っており、町の窓口や地域包括支援センター、福祉サービス事業者などにおいても実施しています。しかしながら、近年では相談内容も複雑かつ多様化しており、個別の相談窓口では対応が困難な状況にあります。また、地域とのつながりが希薄化している今日では、地域で相談できる相手がいなかったり、問題を抱えていることを誰にも気付かれたくないなど、問題が表面化しないことも考えられ、すべての地域でさまざまな困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制や関係団体とのネットワーク化することによる総合的な相談窓口を構築していく必要があります。

意識調査や住民座談会からは、「知りたい情報が手に入らない、情報がほしい。」「相談相手がいらない」といった意見もあり、福祉に関する情報提供及び相談体制の充実を求めていることがわかります。福祉に関する制度やサービス内容は、絶え間なく変化していますが、その制度が円滑に運用できるよ、誰にとってもわかりやすく情報を提供していくことが大切です。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域で相談できる人を見つけておきましょう。● 困りごとや悩みなどは、町の相談窓口や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などへ気軽に相談しましょう。● 町や社会福祉協議会の発行・発信する広報誌やホームページに目を通し、情報の把握に努めましょう。● 福祉に関する制度やサービス内容などに関心を持ち、情報を入手してみましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など気軽に相談できる窓口の周知を図りましょう。● 地域住民の相談に対し、地域全体で取り組む仕組みを検討し構築していきましょう。● 地域や団体・事業者などの活動や提供するサービス内容などについて、わかりやすく情報の提供を行いましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 身近な地域で、さまざまな相談ができる体制づくりに取り組みます。● 相談機関や地域の相談窓口について、住民に周知するとともに利用促進を図ります。● 住民が地域活動への理解を深め、気軽に参加できるよう積極的な情報提供や意識啓発を図ります。● 外国籍住民に対しても外国語の併記や「やさしい日本語」などを検討し、情報提供体制の充実を図ります。

2 福祉サービスの適切な利用の支援

現状と課題

健康づくりや疾病予防から、医療、リハビリテーション、介護へと連なる福祉サービスは、利用者の意思に基づき提供されるべきであると考えます。そのためには、各関係機関が連携し、安心して利用できる福祉サービスの充実を図る体制づくりが必要となります。

福祉サービスは、従来行政が中心となり提供してきましたが、最近では介護保険法や障害者自立支援法などの浸透により、企業やNPOなどさまざまなサービス提供主体により展開されるようになってきました。

普段の生活には支障はないものの、病気や怪我などにより支援が必要になった場合の柔軟な手助けや、災害時の支援など、多様化する福祉サービスのニーズに対してきめ細かに対応するため、サービス事業者と連携したサービスの量や質の確保・向上が必要となります。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 行政やサービスを提供する事業者などに対し、サービスについての意見や要望などを積極的に伝えましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● サービス利用者の意見を聞き、より良いサービスの提供に努めましょう。● サービス従事者に対する研修やサービスの評価を行い、技術の向上と意識啓発を図りましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 「高齢者福祉計画」「障害者福祉基本計画」「次世代育成支援行動計画」などの分野別の福祉計画に基づき、サービス事業者などと連携することにより、基盤整備を進めます。● ボランティア団体やNPO、その他の団体が行う地域活動を支援します。● 福祉サービスについて分かりやすい情報提供に努めます。● 利用者・行政・事業者が連携し、利用者自身が安心して選択し、利用できる福祉サービスの質の向上と量の確保を進めます。

3 交通安全・防犯・防災の取組み

(1) 災害時要援護者の支援体制

現状と課題

「災害時要援護者」とは、災害に対処するにあたり、障がい者や体力的に衰えのある高齢者や妊産婦など、何らかの障がいや日常生活で身体に変化を起こしやすいことにより援護を必要とする人を意味します。

災害時要援護者対策の必要性や地域のつながり、地域コミュニティの重要性を再認識するとともに、災害による被害を最小限に抑えるため、振興会や自主防災組織などの地域での活動が必要不可欠であり、災害発生直後に主体となりうるのは地域住民であり、要援護者の避難誘導は、地域住民の参加と協力が必要です。

また、外国籍住民が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は県と連携して外国人のニーズ等を把握することに努めるとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を検討していく必要があります。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域で取り組む防災訓練などに積極的に参加しましょう。● 日頃から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。● 地域の要援護者を日頃から把握しておきましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域で防災訓練を定期的実施しましょう。● 要援護者情報を把握し、振興会や自主防災組織、民生委員・児童委員、婦人会などと協力して日頃から支援活動の取組みを行いましょう。● 個人情報管理を徹底しましょう。● 外国籍住民を雇用している事業所においては、防災訓練の開催を検討してみましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 地域の自主防災組織の活動を支援し、防災に対する意識啓発を図ります。● 災害時要援護者の登録を進めます。● 民生委員・児童委員や振興会長などと連携し、災害時要援護者の実態把握などに努めます。● 町内に在住している外国籍住民の把握に努め、声かけ等災害時の支援を円滑に行うための体制づくりに努めます。● 避難経路の案内等に外国語を併記することを検討します。

(2) 地域ぐるみの防犯・防災活動の促進

現状と課題

災害・犯罪はいつ起こるか分かりません。また、豪雨や台風、大地震などの自然現象も、人間の力では食い止めることはできません。しかしながら、日頃からの心がけや地域での助け合いにより、災害・犯罪等の被害をある程度防止・軽減することは可能です。災害や緊急時の助け合い活動が実際に実を結ぶものとなるためには、住民一人ひとりが日頃からいつ起きるかも分からないという心構えと、起きても対応できる備えを地域ぐるみで考えておくことが大切です。そのためには、日頃から「自分の身は自分で守る」という心構えと地域とのつながりを持ちながら支援体制をつくるのが大切です。

また、あいさつ運動や声かけは、地域住民の連帯感を育み、支え合いの意識を高め、防犯に対する基本となります。犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策を推進します。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 日頃から防犯・防災に対する意識を高め、地域で支え合う活動に参加しましょう。● 日頃から隣近所や地域で子どもや高齢者へ声かけなどの交流を図りましょう。● 子どもの登下校時に見守り活動をしましょう。● 日頃から大雨や地震などに備えて周囲を点検し、避難場所の確認や非常持ち出し品の準備をしておきましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 子どもや高齢者、妊婦など災害弱者に対して関連機関が協力してタイムリーに情報を発信しましょう。● 地域で子どもや高齢者などに声かけして見守り活動をしましょう。● 地域の危険箇所や避難場所、避難経路などを日頃から点検し、支援の体制を構築していきましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 防犯・防災・交通安全対策などの普及啓発や情報提供に努めます。● 警察署や消防署などと協力し、地域に密着した防犯・防災組織活動を支援します。● 地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。● 肝付町地域防災計画などに基づき、自主防災組織の育成や防災対策などを推進します。● 立哨指導の推進など、地域防犯活動の支援に努めます。● 犯罪や非行のない明るい地域社会の構築を目指します。● 学校と連携して防災訓練や防災教育の充実を図ります。

4 子どもや高齢者、障がい者などの見守り

現状と課題

少子化により、地域で子どもの姿を見かけることが少なくなりつつあります。核家族化や両親の就労により、親が子どもを見守る時間が少なくなっています。子どもは地域の宝であるため、次代を担う子どもたちを地域で見守ることが必要です。さまざまな子育て支援のサービスの充実と併せて、地域でも公民館などを活用した居場所づくりや、地域の見守り活動など地域全体で支援する体制づくりが必要です。また、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中のひとり暮らしになる高齢者などが増加傾向にあります。さらには、障がいを持つ方々の安全面での問題や権利侵害なども懸念されています。誰もが安心して生活を送れるために取り組む地域の見守り活動の役割は、ますます重要になってきています。

地域の見守り活動は、高齢者の安否確認や子どもの交通安全や犯罪防止、障がい者安全確保や権利擁護などさまざまな役割を担っていますが、近年では、高齢者の孤独死や高齢者虐待・児童虐待、悪質商法、権利侵害など、目が届きにくい深刻な問題も発生しています。

高齢者や障がいのある人、子育て家庭への支援ために、より身近な地域の関係者が連携しながら、支援の必要な人を把握し、協力していく地域の新たな支え合い体制づくりが必要とされています。個人情報に留意しながら必要な人に必要な情報が届くような仕組みづくりが求められます。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の方に安否確認や声かけを心がけましょう。● 身近な地域での見守り活動に積極的に参加しましょう。● 支援の必要な方がいる場合、地域の関係機関、団体や行政へ連絡しましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民が安心して暮らせるための見守り活動を充実させ、地域住民の見守りに対する啓発に取り組みましょう。● 各地域で地域福祉活動を行っている団体などが連携し、地域の新たな支え合い体制づくりに取り組みましょう。● 地域の課題や生活の困りごとに対し、話し合う機会をつくりましょう。● 地域で見守りが必要な方を把握していきましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者などの見守り活動に対する理解を深めていくための啓発やひとり暮らしの高齢者などへの対策に取り組みます。● 子どもを児童虐待や犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

5 権利擁護の推進

現状と課題

認知症や障がいのある人々が、地域で安心して生活できるように支援する制度として、「日常生活自立支援事業」及び「成年後見制度」があります。

複雑かつ多様化する各種サービスを上手に利用できないことから身の回りのことが十分できなかつたり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えていたりする人々も増えてきています。「日常生活自立支援事業」は、このような不安をなくして、誰もが地域で生き生きと安心して暮らせるよう支援する福祉サービスです。

また、「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人について、成年後見人等が本人に代わり財産管理や身上監護を行うことで、本人の権利を守り、安心して生活できるように支援する制度です。

これらの制度は、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを、社会福祉協議会、または成年後見人が本人に代わってお手伝いしてくれる制度です。

今後、ますますその重要性が高まるものと予測されますが、制度の認知度は、まだまだ低いと思われます。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 日常生活自立支援事業や成年後見制度は、今後もその必要性が高まるものと予測されます。制度の内容について理解していきましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の高齢者などが集まる場所で、制度について情報提供しましょう。● 制度の利用が必要と思われる人は、行政機関へ連絡しましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービスの利用者が安心して適正にサービスを受けることができるよう、利用者の立場を尊重して利用者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度など相談窓口の充実に努めます。● 広報や相談支援の場などにおいて、制度の普及啓発を図ります。

基本目標4 自立を支える「まち」づくり

高齢化の進行とともに、医療費や介護負担の増大などが大きな社会問題となっています。このため、生活習慣の改善や運動をするなど、病気にならないために普段から健康に気をつける一次予防を重視し、住民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組むことができるように普及・啓発を進めます。

また、必要な時に適切な医療が受けられる医療体制の充実が重要な課題となっています。保健・医療・福祉機関が連携を深め、医療体制の充実を目指します。

地域の人たちが、安心して暮らしていくためには、安全・安心な生活環境の整備が必要です。福祉サービスがあっても、利用者がサービスを提供している場所に行けなければ利用することができません。高齢者、障がいのある人などが、各種サービスや買物・病院などへ行くための移動手段の確保を図ります。

高齢者や障がいのある人、子どもたちなどが、道路や公共施設を利用できなかったり、不自由を感じたりすることがないように、誰もが利用できるようにするために、公共施設におけるバリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進を図ります。



1 健康と医療・生きがいつくり

現状と課題

誰もが住み慣れた地域でそれぞれの症状に応じた適切な医療が受けられるよう、地域の医療体制の維持充実とともに、各関係機関間における連携も図る必要があります。

また、医療に関する相談を気軽にできるよう、医療・行政機関での相談窓口の充実と、さらに、医療機関や救急医療に関する情報等の提供体制を充実し、住民が医療に関する理解を深め、適切に受診できるように努めなければなりません。

健康な状態を保ち生涯を暮らし続けることは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分のところと体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取組みをより一層充実させていくことが重要です。

また、高齢者が地域の中で役立つ仕事を見つけたり、障がいのある人も自ら地域に貢献できたりする機会を見つけて就労につながることは、生きがいとなります。

住民座談会では、「年をとっても働ける場があれば良い」「お年寄りの活躍できる場が少ない」などの課題が挙がっており、働く場の提供となるよう支援していかなければなりません。

具体的な取組

住民一人ひとりが
できること

- 日頃から健康増進や予防の取組みについて関心を持ち、生活習慣病の発見や予防を目的とした特定健診を積極的に受けましょう。
- 健康づくりや介護予防のため、スポーツやレクリエーションなど、積極的に参加しましょう。
- 困った時どこに相談すればよいか事前に調べておきましょう。
- 積極的に生涯学習講座などを受講し、ボランティア活動へも参加しましょう。

地域・団体・事業者
にできること

- 地域の中で無理のない福祉活動やボランティアに取り組むことは、困った時の支え合い、生きがいや喜びにつながり、健康づくりにも役立ちます。積極的に取り組みましょう。
- 社会福祉施設や社会福祉団体、医療機関、事業者等との連絡・連携体制を強化し、保健・医療・介護・福祉サービスの情報交換と問題の共有化を図りましょう。
- シルバー人材センターなどへの支援と就労の促進を図りましょう。
- 障がいのある人などへの就労と社会参加の促進を図りましょう。
- 生涯学習の機会を設け、仲間づくりや情報の共有に努めましょう。
- 知識・技能を地域住民や子ども会活動などに伝承・指導しましょう。

肝付町が行うこと

- 利用者の状況に応じて、各種サービスが適切に受けられるよう保健・医療・介護・福祉などのネットワークの構築を目指します。
- 個人情報保護に配慮しながら、情報の共有化を図ります。
- 高齢者の生きがい対策や、就労支援のためのシルバー人材センターの活用を推進します。

2 移動手段の確保

現状と課題

住民座談会においてどこの地域でも挙がった意見として、移動手段に関するところがありました。現状として、集落からバス停までの距離が離れている、バスの便数が少ないなど、公共交通機関の利用が困難な地域があります。買物ができる店や病院が遠い集落も多くあり、日常生活で不便が生じています。

また、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買い物が困難な状態におかれている人々、いわゆる「買い物弱者」と呼ばれる方々への支援を検討していく必要があります。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること

- 家族や隣近所同士、なるべく乗り合わせていくよう一人ひとりが心がけましょう。
- 買い物に行くときには隣近所の方に声かけをし、乗り合わせて行ったり、代わりに買い物をしてあげたりしてみましょう。

地域・団体・事業者 にできること

- 各地域において、公共交通の利用が困難な場所や交通弱者に対する対策を考えましょう。
- 家まで商品を届けるシステムを検討してみましょう。

肝付町が行うこと

- 各地域のニーズにあった移動手段、交通手段の確保などの方策を検討します。
- 高齢者や障がいのある人などが安心して移動ができるような移動手段の充実を目指します。
- 移動販売や訪問販売等の斡旋を検討し、買い物弱者への支援を図ります。

3 社会参加を目指すノーマライゼーション

現状と課題

年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が安心して快適に生活をするためには、誰もが利用できる生活環境を整備することが重要です。

住民座談会においても、「居住・環境」に関する意見が多く、「道路、河川、海岸等の草刈・清掃活動」「休耕田などへの対策」「道路の狭いところが危険」などの要望が多く出されました。

こうした意見を踏まえて、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくりを目指し、道路など公共施設の基盤整備をはじめとして、住民、地域、事業者などがそれぞれ取り組んできた活動の特性を活かしながら、それぞれの課題に応じた活動を進めていくことが大切です。

また、高齢者や障がいのある人などに対する思いやりや、やさしい心づかいは大切であり、理解するだけではなく、その気持ちを行動に移すことが重要です。心身に障がいのある人であっても、特別扱いすることなく、共に暮らしていくことができるような地域社会をつくる必要があります。

住み慣れた地域で生活することにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが精神的な安定を保つことができ、心に負担を感じることなく、地域で快適に生活できます。安心してサービスが利用できる環境づくりが大切です。

具体的な取組

住民一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none">● 地域で行われる身近な道路などの環境美化活動に参加しましょう。● 日常生活においても、ユニバーサルデザインやバリアフリーについて考えてみましょう。● 困っている人がいたら手伝ってあげるなど、人に対する思いやりの気持ちを持ちましょう。
地域・団体・事業者ができること	<ul style="list-style-type: none">● 地域内の危険箇所（道路や崖等）の把握や、生活課題の解決など、地域でできることは進んでみましょう。● 民間施設についても、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えを取り入れましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指し、バリアフリーが必要な箇所については、バリアフリー化を推進していきます。● 道路などの危険箇所について、地域と協働することにより整備を検討します。● 障がいのある人が円滑に地域生活への移行を行うことができるよう、住民の障がいに対する正しい理解を促進します。

4 思いやりの心を育む環境づくり

現状と課題

地域には、子どもや高齢者、障がい者などさまざまな人が暮らしています。地域のすべての人が地域の一員としてその人らしく、いきいきと暮らしていくためには、一人ひとりを仲間として認識し、支え合い、助け合いの意識を育むとともに、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、「福祉教育」は特別なことではなく、一人ひとりにとって身近な存在であることを認識し、広めていく必要があります。

具体的な取組

住民一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none">● 福祉や人権などに関わる問題や課題を正しく理解するため、福祉体験学習やボランティア活動、福祉に関する講座など積極的に参加しましょう。● 障がいの有無や年齢・性別、国籍などに関係なく個人の尊厳とすべての人が平等であることを理解し、お互いを尊重しましょう。
地域・団体・事業者 にできること	<ul style="list-style-type: none">● 地域で子どもを対象とした福祉体験学習やボランティア活動などの機会を提供し、子どもやその家族などが地域で福祉の理解を深めることができるよう努めましょう。● 次代の福祉活動の担い手となる人材育成を、地域全体で取り組みましょう。● 社会福祉協議会など、ボランティア体験学習、福祉講座、障がい者団体などとの交流事業を行い、学習や交流の機会を提供しましょう。
肝付町が行うこと	<ul style="list-style-type: none">● 学校教育や社会福祉協議会などを通じた福祉教育の推進を図ります。● 福祉や人権について正しい知識を身につけるため、社会福祉制度の情報を広報誌やホームページなどを活用することにより発信し、より一層の周知に努めます。

(白紙です)

第 5 章

計画の推進

(白紙です)

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

(1) 地域住民への意識啓発と情報共有

地域住民と行政の協働による地域福祉を推進するためには、お互いが情報を共有し、より相互の関係強化と理解を深めていく必要があります。そのためには、地域福祉に関する情報を町の広報誌やホームページなどの多様な媒体を活用し、広く住民に周知し、意識の啓発や地域福祉活動への参画を図ります。また、行政は地域福祉の充実に関わるさまざまな意見の集約に努めるなど、地域住民との情報交流を推進します。

(2) 新たな取り組みへの支援

地域福祉を推進する団体、福祉サービス事業者、ボランティアなどの地域での主体的な活動の活性化を推進するため、地域福祉活動に関する新たな取り組みを積極的に推進します。

(3) 福祉関係団体との連携

計画の実現に向け、地域福祉を推進するうえで中核的な団体である社会福祉協議会を中心に、振興会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア、NPO等の連携強化に努め、福祉関係者の情報交流、技術の向上、各団体が有する技術や資源の相互利用を図り、課題解決に取り組めます。

2 関係機関における計画推進体制の充実

(1) 関係機関の連携強化

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針となるため、行政の関係機関による横断的な連携や調整機能を強化していく必要があります。このため、関係機関は、個人情報保護に十分配慮したうえで地域福祉に係る情報の共有を図り、総合的推進体制を充実します。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な福祉団体として位置づけられていることから、行政と社会福祉協議会との間においても地域福祉に係る情報の共有を図り、地域福祉の推進に向けて、より一層の連携強化を進めます。

(2) 個別計画への反映

行政が策定した各個別計画に示されている施策・事業については、地域福祉計画との整合性を図りながら推進していくとともに、今後の個別計画の見直し時において、地域福祉計画の内容を反映させていきます。

(白紙です)

第 6 章

資料編

(白紙です)

第6章 資料編

1 策定委員会設置要綱

肝付町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下、「計画」という。）の策定に当たり、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し地域福祉の推進について、広く住民の意見を聴取するため、肝付町地域福祉計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に携わる者
- (4) 地域活動を支援する組織に所属する者
- (5) 地域住民より公募し町長が認めた者
- (6) 行政機関に属する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し委員長がその議長となる。

(関係者の意見)

第7条 委員長は必要があると認めたときは、委員以外のものに会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年8月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

No.	選出区分	団 体	役 職	委 員 名
1	学識経験者	町議会議員代表	町議会産業福祉委員会 副委員長	柳 一夫
2	学識経験者	鹿屋体育大学	鹿屋体育大学准教授	吉重 美紀
3	社会福祉団体	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会 会長	酒 匂 学
4	社会福祉団体	町社会福祉協議会	町社会福祉協議会 事務局長	津代幸一郎
5	社会福祉団体	保育園代表	高佑保育園 副園長	赤木 孝照
6	社会福祉団体	特別養護老人ホーム代表	恵誠会 理事長	吉川 洋子
7	社会福祉団体	身障施設代表	天上会 常務理事	前田 智史
8	社会福祉団体	医師会	寛清会 理事長	吉川 信寛
9	社会福祉団体	振興会長代表	町振興会長連絡協議会 会長	山川 忠夫
10	社会福祉団体	民生児童委員代表	町民生児童委員協議会 会長	松元 一昭
11	社会福祉団体	老人クラブ代表	町老人クラブ 会長	飯田 哲郎
12	社会福祉団体	P T A代表	波野中 P T A 会長	東 敏明
13	公募による町民代表			藤重かず子
14	行政機関		副町長	坂元 秀明
15	行政機関		福祉課長	樋口 弘志
16	行政機関		健康増進課長	福岡 大祐
17	行政機関		企画調整課長	福元 了
18	行政機関		町民生活課長	宇戸 洋

◎・・・委員長 ○・・・副委員長

3 用語集

あ

悪質商法（あくしつしょうほう）

悪質な者が不当な利益を得るような、社会通念上問題のある商売方法であり、例えばマルチ（まがい）商法による販売などが代表的である。問題商法または悪質商法ともいう。

NPO [non-profit organization]

（えぬぴーおー）

民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

か

介護（かいご）

病人などを介抱し看護すること。

介護保険制度（かいごほけんせいど）

国民が介護保険料を支払い、その保険料を財源として要介護者たちに介護サービスを提供する制度。身体機能のおとろえや認知症などにより、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組み。

介護保険法（かいごほけんほう）

介護保険制度について定めた法律。加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。平成 9 年（1997）制定。同 12 年（2000）施行。

核家族（かくかぞく）

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位とされる。

共助（きょうじょ）

互いに助け合うこと。互助。

権利擁護（けんりようご）

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

1 人の女性が生涯に産む子どもの数を示す。合計特殊出生率が 2 であれば、夫婦 2 人から子どもが 2 人ということで、世代の人口がほぼ維持されることになる。

公助（こうじょ）

公的機関が援助すること。特に、個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと。

公民館（こうみんかん）

社会教育法に基づき、住民の教養を高め、文化の向上を図るために市町村が設置する社会教育施設。

高齢者虐待（こうれいしやぎやくたい）

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為である。老人虐待とも称される。

国勢調査（こくせいちょうさ）

日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的属性を知るための調査。大正 9 年（1920）に第一回調査を行い、昭和 20 年（1945）を除いて 5 年ごとに実施されてきた。

個人情報（こじんじょうほう）

特定の個人（人間）を識別することができる情報を指す。

孤独死（こどくし）

主に一人暮らしの人が誰にも看取られる事なく、当人の住居内等で生活中の突発的な疾病等によって死亡する事。特に発症直後に助けを呼べずに死亡するケースがこのように呼ばれる。

子ども会（こどもかい）

小地域で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体である。子ども会、こども会、地域子ども会。

コミュニティ[community]

（こみゆにてい）

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

コミュニケーション[communication]

（こみゆにけえーしょん）

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

さ

自助（じじょ）

他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること。またその活動。

児童虐待（じどうぎゃくたい）

親や保護者が児童に対し暴力をふるい、子どもの心身に傷害を負わせること。殴る、蹴る、といった身体的なものだけでなく、性的な虐待、放任、不適切な養育、心理的な虐待等も含まれる。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、また生じる恐れがある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に著しい心の傷を与える言動を行うこと。

社会福祉事業法（しゃかいふくしじぎょうほう）

社会福祉事業に関する基本事項を定め、公明かつ適正にその事業が行われることを

確保し、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。昭和 26 年（1951）施行。

平成 12 年（2000）社会福祉法に改題。

社会福祉法（しゃかいふくしほう）

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成 12 年（2000）に公布。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

地域福祉の推進を目的とし、各都道府県・市区町村に設置されている団体。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害者など要援護者の生活相談事業など、さまざまな社会福祉事業を実施している。社協。

少子化（しょうしか）

子どもの数が減少すること。総人口に占める子どもの人口の割合が低下すること。あるいは、合計特殊出生率が低下し、各世帯の子どもの数が減少すること。

障害者手帳（しょうがいしゃてちょう）

心身に障がいをもつ人が福祉サービスを受ける際に提示する手帳。障がいの内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があり、またそれぞれに障がいの程度に応じた等級がある。種別や等級によって受けられるサービスが異なるが、一般的に公共施設・公共交通利用料金の割引、税控除などのメリットがある。

障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）により差のあった福祉サービスをまとめて共通の制度にし、障害者が地域で自立して生活できるよう支援事業を充実するための法律。平成 17 年（2005）成立、平成 18 年（2006）4 月施行。

新興住宅地（しんこうじゅうたくち）

新たに開発した住宅地を指す。

人権（じんけん）

人間が人間として当然に持っている権利。
基本的人権。

生活保護（せいかつほご）

日本の生活保護法によって規定されている、国や自治体が経済的に困窮する国民に対して最低限度の生活を保証するため保護費を支給する制度。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

精神上の障がいがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。平成12年（2000）民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

成年後見人（せいねんこうけんにん）

成年後見制度において、成年被後見人の保護を行う人。成年被後見人の意思を尊重しながら法律行為の代理・取消や財産の管理を行い、また療養看護の義務を負う。

世代間交流（せだいかんこうりゅう）

異世代が相互に協力し合い、世代の持つ力を伝え合う活動。

た

第1次産業（だいいちじさんぎょう）

Cニクラークによる産業分類の一。原材料・食糧など最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業。農・林・水産業など。

第2次産業（だいにじさんぎょう）

Cニクラークによる産業分類の一。製造業・建築業・鉱工業・ガス・電気・水道業などをいう。日本の統計では、ガス・電気・水道業は第三次産業になっている。

第3次産業（だいさんじさんぎょう）

Cニクラークによる産業分類の一。商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業などをいう。日本の統計では電気・ガス・水道業を含める。

団塊の世代（だんかいのせだい）

昭和22～24年（1947～1949）ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

[domestic violence]（どめすていっくばいおれんす）

家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など近い関係にある男性から女性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。DV。

な

日常生活自立支援事業

（にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものである。

（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

ノーマライゼーション[normalization]

（のーまらいぜーしょん）

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。ノーマライゼーション。

は

バリアフリー[barrier-free]

（ばりあふりー）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、昭和49年（1974）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから、この言葉が使用されるようになった。本来は建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制

度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。一般的には4つのバリアがあるといわれている。

- ① 物理的なバリア
- ② 制度的なバリア
- ③ 文化・情報面でのバリア
- ④ 意識上のバリア

晩婚化（ばんこんか）

世間一般の平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向を指す。高年齢で結婚をすることを指して晩婚というが、その「婚期」についての社会通念も変化している。また、これによって少子化という問題にもつながるといわれている。

引きこもり（ひきこもり）

長期間にわたり自宅や自室にこもり、社会的な活動に参加しない状態が続くこと。周囲との摩擦によるストレスや精神疾患が原因で引きこもる場合、原因を特定できないまま引きこもる場合などがある。厚生労働省は、「さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義している。

扶助費（ふじょひ）

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費である。

放課後児童健全育成事業

（ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう）

小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、その保護者が労働等に

より昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

ボランティア[volunteer]（ぼらんていあ）

①個人の自由な意思に基づいて、②不特定多数のために行われる、③無償の活動をボランティアの三要素として、この三つの要素を満たしている活動。

ま

マンパワー[man power]（まんぱわー）

労働力。仕事などに投入できる人的資源。

未婚化（みこんか）

世間一般のデータ的に、昔と比べ結婚する人の割合が少なくなってきた傾向。

民生費（みんせいひ）

地方自治体の歳出において福祉などに支出される費用。

民生委員・児童委員

（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

や

ユニバーサルデザイン[universal design]

(ゆにはーさるでざいん)

高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすること。その7原則として、①だれにでも公平に利用できること。②使う上で自由度が高いこと。③使い方が簡単ですぐわかること。④必要な情報がすぐに理解できること。⑤うっかりミスが危険につながらないデザインであること。⑥無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること。⑦近づいたり利用したりするための空間と大きさを確保すること。UD。

要介護（要支援）認定者

(ようかいご・ようしえんにんていしゃ)

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定されている。

要援護者（ようえんごしゃ）

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者や障がい者をはじめ、乳幼児、妊婦などが挙げられる。

ら

リハビリテーション[rehabilitation]

(りはびりてーしょん)

障がい者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させる

ために行う訓練・療法や援助。社会復帰。リハビリ。

老人クラブ(ろうじんくらぶ)

地域自治に付随する高齢者への福祉を目的とした相互扶助組織。